

出版統制と遊女評判記

——貞享・元禄以降の販売差止例と記述内容の変化をめぐる

高木 まどか

はじめに

本稿で主題とする遊女評判記とは、主に遊廓における遊女の容色・気質・才芸等の批評を目的とした仮名草子を指し、その始まりは寛永初年頃とされる。その終わりをいつに据えるかは後に述べるように諸説あるが、宝暦五年（一七五五）頃を区切りとし、その後は浮世草紙や洒落本、あるいは細見に姿を変えていったというのが先行研究におけるおおよそ一致した見解である。宝暦五年というのは、仮名草子形態の遊女評判記が、確認できる限りにおいてみられる最後の年である。但し先にも「姿を変えていった」と述べたとおり、遊女評判記がここで全く途絶えた訳ではなく、その内容は部分的ながら洒落本等に引き継がれている。つまり宝暦五年（一七五五）を区切りとする考えは、内容面ではなく、遊女評判記が仮名草子であるという文学

史上の形態に重きを置いた線引きである。

一方で、後にも詳述するように、内容面に注目し遊女評判記を括ろうとする立場もある。すなわち浮世草子や洒落本という小説形態をとっていても、そこに遊女評判記としての内容が含まれていれば、遊女評判記として捉えようという立場である。いずれの見解を取るべきかについてここでは述べないが、しかし遊女評判記をひとつひとつ紐解いていくと、元禄頃までの遊女評判記とそれ以降の遊女評判記には質的な相違があることに気付かされる。その相違とは、遊女評判記の主たる目的である遊女に関する批評が、元禄以降、その具体的記述を失っていくという点である。ものによって差異はあるものの、遊女評判記は遊女の欠点や客にまつわるゴシップ、作者の体験談等、具体的なエピソードを交えて多角的に人物評を試みる類の書であった。しかし元禄以降はそうした記述が影を潜め、どこか焦点をぼかすような批評がなされるようになっていく。すなわち仮名草子としての終わりを迎える宝暦五年以前から、遊女評判記はある種の「らしさ」を削ぎ取られていったように見受けられるのである。

それでは、こうした変化は何故起きたのか。その手掛かりとなるものに、宮本由紀子の『遊女評判記』について（二九九二）における出版統制と遊女評判記に関する指摘がある。次の引用は、延宝期（一六七三―一六八一）に遊女評判記の作者が遊女屋から恐れられていたこと、しかし宝暦四年（一七五四）に至って遊女屋が遊女評判記『吉原出世鑑』の刊行を巡って訴訟を

起こしたことを踏まえた記述である。

遊女屋が「評判記」に対して自分の立場を保守しだしたのは、さきに紹介した通り約六十年後のこと〔引用者註―右に述べた宝暦四年『吉原出世鑑』を巡る訴訟のこと〕であった。つまり、この間に評判記の作者が遊女屋に恐れられていた立場から後退したことを示しているものと思われる。こうした現象は幕府の施行した出版統制の政策と無縁ではなかった。¹⁾

遊女評判記の中でも特に延宝期前後の遊女評判記は、先述のようなゴシップ的な記述を多く含み、また遊女の批評も辛口であった。そのため宮本が述べるように、遊女屋や遊女はそのような評判を記す作者を恐れたし、時に作者に迎合して遊女の批評を頼むような場合もあった。²⁾しかしそのような状況がありながらも、宝暦四年（一七五四）には『吉原出世鑑』という評判記の刊行をめぐって訴訟が起きた。宮本はこれに注目し、訴訟が起こった背景に遊女評判記の作者の地位が低下したこと、そしてそれに幕府の出版統制が関わった可能性を指摘しているのである。正確には宝暦四年（一七五四）『吉原出世鑑』以前にも元禄七年（一六九四）『吉原草摺引』をめぐって訴訟が起きており、宮本の指摘は年代については錯誤がある。しかし「出版統制の政策と無縁でなかった」との指摘は、遊女評判記の記述の変化を考えるにあたって重要

な事柄である。しかしながら宮本はこれについて「別稿で改めて問題にしたいと考えている」と述べるに留まっております、その後の扱いは見られない。したがって本稿では宮本の議論を引継ぎ、遊女評判記の販売差止の事例を取り上げ、出版統制がいかに遊女評判記の変化に関わったかを考察することとしたい。

なお販売差止の事例が残るのは吉原を対象とした遊女評判記のみであり、本稿では議論の対象を吉原を対象としたものに限る。また遊女評判記には後述する通り、遊女の批評を主とするもの、遊びの主管を伝授するもの、細見などがあるが、本稿ではやはり事例との関係から、主に遊女の批評を主とする書（以下これを「評判物」と表記）に焦点を置く。

以上の議論を進めるにあたり、まず第一章では、そもそも遊女評判記とは何を指すのか、何故遊女評判記の終わりが宝暦期とされてきたのかについて、先行研究の議論を整理・考察する。第二章では販売差止の事例を比較検討し、第三章では訴訟以後の吉原を対象とする評判物の記述方法の変化をみることで、評判物をめぐる訴訟が何故起き、それがいかに評判物の変化に関わったかを明らかにしていくこととしたい。

史料の引用にあたっては読みやすさを考慮し、常用漢字へ改める、平仮名に相当する漢字を「」で括りルビとして付すなどした。「」のないルビはママである。また引用中の「」内及び傍線はすべて引用者による。

第一章 遊所評判記とは―その定義と範囲

はじめに、そもそも遊女評判記とは何を指すのかについて、先行研究の知見を参照し確認する。

遊女評判記という言葉

遊女評判記との分類・呼称は、明治以降、これらが文学史上での研究対象として位置付けられる中で、用いられるようになったものである。もちろん「評判記」や「遊女の評判」といった語は近世においても多くみえる。しかし遊廓案内である細見類が書名に「細見」を冠す場合が多いのとは対照的に、「遊女評判記」という語を冠する書は近世において存在しない。柳亭種彦が宝永元年までの書籍を対象として編纂した『吉原書籍目録』（天保年間作成）⁴には現在遊女評判記として扱われる書が多く含まれるものの、『吉原書籍目録』という名称からもわかるように、遊女評判記はあくまで吉原関連書籍として括られている。寛文年間の書籍目録においても遊女評判記は「和書並仮名草子類」や「舞並草紙」に分類されている。⁵後にも述べる通り、評判記はその内容によって「伝記」や「批書」、「教書」といった呼び分けをされていたこともみえ、近世において遊女評判記という分類が存在しなかったことは明らかである。

近代においては、遊女評判記は国文学の分野において、とりわけ浮世草子、すなわち井原西

鶴以降の文学との関係で注目され、研究対象とされるに至った。早くは饗庭篁村が『小説史稿』（明治二十三年）の著者関根正直に投じた書簡（「饗庭篁村君の手翰」）⁶で西鶴の小説と遊女評判記の関係を指摘し、その後主に鈴木敏也、藤井乙男、阿部次郎、頼原退蔵、野間光辰、小野晋、中野三敏等の論者がこの問題について論じている。これらの研究においては各遊女評判記に注目しつつも、西鶴以後の作品（浮世草子）との関連を見出すために遊女評判記全体を俯瞰する傾向がある。加えて、西鶴との関連から離れて文学史上における遊女評判記の重要さを論じようとする暉峻康隆の論考や、遊女評判記ひとつひとつの内容や作者に注目した研究、歴史学の立場から遊女評判記の作者の推移について議論した宮本由紀子の論考等もある。

しかしこれらの研究の中では必ずしも遊女評判記が何を指し、どの書をその範囲に含むかは明言されていない。また明言されていたとしても、論者によって説明が異なる場合がある。遊女評判記の研究がはじめられた当初、その範囲が明言されなかった要因の一つには、頼原が述べる通り、残存する遊女評判記が少なく、また残っているも「好事家」が私蔵し、全体像を把握するのが難しいという事情があったと考えられる。たとえば明治三八年（一九〇五）刊『元祿世相志』には「遊女の容貌風俗心情などを品隲して、嫖客の意向に投げる後世の謂ゆる細見記は、已に寛永廿年のあづま物語に濫觴し、明暦には吉原袖鏡あり、寛文には吉原根元記・吉原大全・吉原三嘲記などあり」等とみえ、遊女評判記が遊女評判記と呼称されず「細見記」の

延長線上で理解されていたこと、またその把握も断片的であったことがうかがえる。

そのような中、遊女評判記の範囲をはじめて明示したのは野間光辰である。野間は出版もしくは出版を予告された遊女評判記を網羅する「近世遊女評判記年表」を昭和十三年に発表し、幾度かの増補改訂を経、昭和五十九年に書籍の形で刊行した¹⁹。ここでは遊女評判記が何を意味するかという明確な定義こそなされていないものの、遊女評判記が寛永初年の『わらひ草のさうし』から宝暦五年『吉原評判都登里』（宝暦四年『交代繁栄記』改題）までを含む、約二百十一種であることが示されている。『日本国語大辞典』「遊女評判記」の項では「寛永（二六二四～四四）初年刊の「露殿物語」などにその古形が見られるが、その後、宝暦年間（二七五一～六四）までの間に約二〇〇種ほど刊行」されたとあり、最古の遊女評判記については相違するものの、数や区切りについては野間の提示した枠組みが採用されている。しかし今述べたとおり、野間は遊女評判記の年代的な範囲は示したものの、遊女評判記が何を指すのかという具体的な定義はしていない。したがって次では先行研究において、これまで遊女評判記がいかなる書として説明されてきたか、またその説明をめぐって論者間にどのような相違があるかを確認していきたい。

遊女評判記の定義

はじめて「遊女評判記」の語を論題に用いた顥原は、「京阪の遊女評判記」(一九二九)において、「遊女や若衆の評判記が浮世草子の発生と極めて密接な関係をもつてゐる事は、今あらためて言ふまでもない。但しこゝに評判記といふのは、必しも容貌・芸能などの批評に限らず、汎く遊廓・歌舞伎の案内記のものをも指し、又遊女の所謂手管をかけたやうなものまでを含めて見たいと思ふ」とし、「評判記」を容貌・芸能などの批評、遊廓・歌舞伎の案内、遊女の手管を記したものとす。⁽²⁰⁾確かに「評判記」として定義すれば役者・歌舞伎関係も含まれようが、遊女評判記として定義する場合、そこに歌舞伎関係までも含める必要はないであろう。実際顥原もこのような定義を掲げつつ、同論考において役者・歌舞伎関係には触れていない。むしろここで重要なのは①容貌・芸能などの批評、②遊廓の案内、③遊女の手管という内容の分類であり、これは遊女評判記研究で概ね踏襲されている。顥原はこうした分類を行いつつ「容貌・芸能などの批評」に関わるものを「純粹の評判記」とし、案内記・手管の書を含めた場合は「広義の評判記」と述べている。⁽²²⁾また手管の書については「手管物」と呼んでいる。⁽²³⁾

次に、遊女評判記の内容を具体的に説明している小野の見解を、顥原と比較しながらみていく。小野は「西鶴と遊女評判記」(一九六九)⁽²⁴⁾において、遊女評判記の内容について次のように説明する。まず(1)もつとも狭義の遊女評判記は、文字通り遊女の容姿・性情・才芸・全盛・心

中のよしあしなどの品評を主眼とする書である。これは遊興のハンドブックたらしめようとする実用的なものになされた雑書であり、当時は「伝記」(『難波物語』『増り草』)や「批書」(『長崎土産』)とも呼ばれた。これは穎原の言う「純粹の評判記」である。次に、(2)諸分秘伝物がある。諸分秘伝物とは、遊里での作法や駆引といった遊びの種々相(「諸分」)を伝授する指南書である。この種のもは「教書」(『増り草』)とも呼ばれ、遊客のみならず遊女に対しても遊興の諸分秘伝を教えるという、これもまた指南書としての啓蒙実用的性格をもつものであった。穎原が「手管物」と呼ぶものである。また穎原はこれらに加え案内記のみを挙げていたが、小野は(3)花街関係書全般を扱う立場から、遊里遊女を題材とした案内記(含細見)・見聞記・物語・説話・実録逸話集の他、艶書文範集・小唄集・細見図・双六類といったものを含めるとする。これらは本来遊女評判記以外の項目に入れるべきものも少なくないが、小野は、厳密な意味で(1)にも(2)にも分類し難い『色道大鏡』等を扱う立場から、⁽²⁶⁾広義に従うと述べる。先述の通り野間は遊女評判記の定義を行っていないが、「便宜上」としながらも年表に名所案内記・絵図・細見・艶書文範集等の類を含めている。最古の評判記については違いがあるものの、⁽²⁶⁾小野は基本的に野間の括りに則り、具体的な定義を行ったものと思われる。

一方中野は「遊女評判記研究―西鶴文学の一基礎」(一九六二)、「遊女評判記と遊里案内」(一九六四)において、遊女評判記を遊女名寄品評(遊女評判物とも記述)と諸分手管秘伝(諸

分物とも記述)の二系列(小野の分類では(1)と(2))を根本とすると記すが、その後の『江戸名物評判記案内』(一九八〇)や『江戸文化評判記』(一九九二)においては、遊女評判記の内容は(一)遊里の沿革や地理の案内、(二)諸分秘伝、(三)遊女評判であると述べている。²⁸⁾小野の分類に照らせば、(1)遊女評判、(2)諸分秘伝物については共通である。しかし小野の(3)花街関係書全般を含むという立場とは異なり、中野は他に遊里沿革や案内記・細見のみを加えるとしている。これは批評の書と手管物に加え案内記のみを挙げていた頼原の見解に近いであろう。但し中野や頼原は野間のように年表を作成している訳ではなく、この文言の違いによって遊女評判記と括られるものがどの程度異なるかは明確でない。

以上のとおり論者間の定義の違いについては不明な部分が残るが、最も狭義である遊女評判の書に加え、諸分秘伝物と案内記(細見等)を遊女評判記と定義することは、国文学史上の共通認識であることが理解されよう。

遊女評判記の区切り

このとおり遊女評判記という言葉については共通認識がみられるものの、冒頭にも述べた通り、その年代の区切りについては異なる立場が存在する。野間は遊女評判記の区切りを宝暦五年(一七五五)とするが、それは先にも触れた通り、恐らく遊女評判記が仮名草子であるとい

う形態を重視するが故である。

仮名草子とは、室町時代の御伽草紙につき、井原西鶴以後の浮世草子に先立つ物語・小説・随筆等の文学作品を指す。漢文で著された難解な古典や学問的著述に対し、仮名交じりで平易にわかり易い著述であることが目的とされた。⁽²⁹⁾ 穎原によると、当時仮名草子や仮名書等と呼ぶ場合には『徒然草』等の古典を指した場合もあるが、一般には江戸時代に入ってから盛んに現われた「通俗卑近」を主とした各種の書物、例えば歴史・地理・儒教・仏教等についてわかりやすく説いたものを指したという。したがってその大部分は実用的な意味をもったが、「草子」と冠されるように、第二義的でありながらも、文芸的要素を併せもつものであった。⁽³⁰⁾ 指南書としても意味をもった遊女評判記が、こうした仮名草子という形態から生じたのは至極自然なことと思われる。遊女評判記は文芸的要素の希薄なものが多くを占めるが、井原西鶴がこれらを昇華し、浮世草子と呼ばれるジャンルを確立するに至った。但し浮世草子の登場後、すなわち井原西鶴『好色一代男』（天和二年（一六八二））以降に、すぐさま遊女評判記の形態が変化したわけではない。それまでの形を引き継ぐ遊女評判記は、浮世草子の登場後も出版され続けた。明確な変化の転機は洒落本の登場である。洒落本は浮世草子の後をついで遊里に取材した文芸であり、享保の中頃にはじまった。以降、遊女評判記はこの洒落本という形態に組み込まれる形で展開されるようになる。恐らく野間はこの洒落本の形態と本来の遊女評判記の形態を区別

する意図でも、宝暦五年を区切りとしたと考えられるのである。⁽³¹⁾

但し遊女評判記を仮名草子と捉えて宝暦五年で区切った場合、問題になるのが遊女評判記に含むとされてきた細見類の存在である。中野が「遊女評判記は」大きくいつて寛永から享保迄の遊女評判記自体と、享保から幕末・明治迄の細見の時代とに分けられる」と述べるように、⁽³²⁾ 細見ははじめ遊女評判記に組み込まれる形で登場し、後に独立して明治頃まで刊行された。そのため中野は当初の「遊女評判記と遊里案内」（一九六四）においては、「評判記の時代から細見図が行なわれ、又細見の時代にも評判記は洒落本等の中に含みこまれて盛んに行われている事故、本来この両者は全く違った性質の物と言えなくもない」と、遊女評判記に細見を含むことについて懸念を示しつつも、「一応」明治までの細見を含めて遊女評判記とするという立場を示している。⁽³³⁾ しかし後の『江戸名物評判記案内』（一九八〇）では、次のように細見の問題をひとまず置き、野間と同様に宝暦頃をその区切りとみなすに至ったことがみてとれる。

西鶴の『好色一代男』なども、明らかにこの遊女評判記の流れに沿って出現したことは疑いようのないことでもある。宝暦頃になって随一の大廊吉原に太夫の存在が消滅すると共に、遊女評判記の命脈は絶え、代って純然たる名鑑形式で「細見」と称する小冊が春秋二期にわたって定期刊行されるようになる。そしてかつての評判記が保持した遊興の相における人間

性の別扱といった主題は、これ以後は「洒落本」と称する戯作が担当するようになっていくのである。³¹⁾

遊女評判記の主題が洒落本や細見に受け継がれたとしながらも、「遊女評判記の命脈は絶えた」との見解は、その内容面のみでなく、文学史上の形態で遊女評判記を分類する姿勢をあらわすものであろう。但し中野は、昭和五十三年（一九七八）『洒落本大成』第二巻における『吉原出世鑑』（宝暦四年（一七五四））の「解題」において、『吉原出世鑑』について「評判記と細見の合体したものを本文として、それに役者評判記の発端めいた合評部分を付した作」であるとの見解を述べた上で、「『洒落本大成』第一巻に収めた『吉原源氏六十帖』あたりで、前代の遊女評判記の命脈は絶たれた」との見解も示している。³²⁾したがって厳密にいえば、宝暦に至る前の『吉原源氏六十帖』（元文二年（一七三七））あたりを区切りと目していたようにも見受けられる。

以上の通り野間・小野・中野は、それぞれ相違はあるものの、基本的にはその小説形態から遊女評判記の範囲を括っていたことがうかがえる。

一方でこうした括りではなく、「遊女を批評する」という内容自体に注目し、遊女評判記を定義する見解もある。たとえば次は八木敬一による「宝暦期・吉原遊女評判記・細見四種 解見」

(一九七五)の記述である。

遊女評判記(以後新吉原についてのそれを指す)はむしろ初期に多く出版されたようである。『吉原丸鑑』(享保五年)、『吉原評林』、『吉原源氏六十帖評判』別書名(元文二年)あたりを最後の評判記とする説もあつたようだが、もつと下つて、本集の二点(『吉原出世鑑』『吉原評判交代盤栄記』)、さらに、『美人品定並紋尽』(明和九年)、『傾城評判記』(安永七年)という本もあり、下限はもつと下るべきであろう。『娼妃地理記』(安永六年)、『澪都酒美選』(天明三年)、『傾城鱗』(天明八年)などは普通酒落本に入れられているが、詳しくは評判記に属するものといえよう。(この項『書物往来』十二、忍頂寺氏による)³⁶⁾

前半部で挙げられている「本集の二点」、すなわち『吉原出世鑑』及び『吉原評判交代盤栄記』は野間の年表にも含まれおり見解の相違はないが、傍線部以下の見解は、野間等とは立場を異にする。末尾に「(この項『書物往来』十二、忍頂寺氏による)」とあるが、これは忍頂寺務「花街本に就て」(一九二五年)³⁷⁾のことである。忍頂寺は「評判記は享保五年の「吉原丸鑑」及び元文二年の「吉原評林」を最後にして、明和安永以降は江戸特産の酒落本に姿を替へたといふ説が有るが、姿の替らぬ俣にて左の如きもの「吉原大黒舞」が存在して居る」³⁸⁾、「安永の

「娼妃地理記」と「澁都酒美選」、天明の「傾城鱧」などは、詳しくは評判記に属するものであるが、洒落本の方へ普通は入れられる。兎に角評判記は安永度になって洒落本と混同したと見ればよい」と述べている。³⁹すなわちここでは宝暦以降の洒落本等も含めるべきとの見解が示されており、仮名草子という形態を重視する立場とは異なることがうかがえる。

また同様に内容面から遊女評判記を定義したと思しき例として、二〇一〇年から一二年にかけて刊行された翻刻集『江戸吉原叢刊』（全七巻、江戸吉原叢刊刊行会編、八木書店）が挙げられる。当該翻刻集は一〜六巻を「遊女評判記（1〜6）」と冠し（七巻は細見・宝永・明治）、元和から慶応に至るまでの吉原関連資料を所収している。「遊女評判記」として括られている五巻（正徳・安永）・六巻（安永・慶応）は年代からもわかるとおり、洒落本等として扱われてきた資料を含んでいる。したがって同翻刻集は、遊女評判記を内容面から括ったようにみえるが、但し第五巻「解題」では最後の遊女評判記とされてきた『交代盤栄記』（宝暦四年）について「最後期に位置するもの」として⁴⁰おり、野間をはじめとした評判記の括りを採用しているようにもうかがえる。同叢刊は遊女評判記について定義をしていないため括りの意図は不明であるが、書名からのみみれば、同叢刊は従来の枠組みを超え、その内容面から遊女評判記を扱ったものと推察される。なお明治以降にも芸妓及び娼妓を対象とした評判記の類は数多く出版されており、向井信夫は「新吉原の終焉と最後の遊女評判記」において「吉原遊女評判記の殿」

に明治三年刊の『新吉原全盛競 娼妓評判記』を挙げている。^④ また第二章でみる通り、宝暦十年の頃にも遊女の評判記らしいものは刊行されたようである。伝存しない上、従来の評判記としての性格を保持していたか不明のためここでは置くが、内容面から捉えれば、宝暦五年以降は勿論、近世以降も、遊女評判記の系譜は継続していたと言える。

宝暦五年（一七五五）の区切りの妥当性

以上、遊女評判記がいかに先行研究において定義され、いつを区切りとされてきたかを俯瞰してきた（図1「文学の形態と遊女評判記の変遷」）。野間が提唱した枠組、すなわち遊女評判記＝寛文～宝暦五年

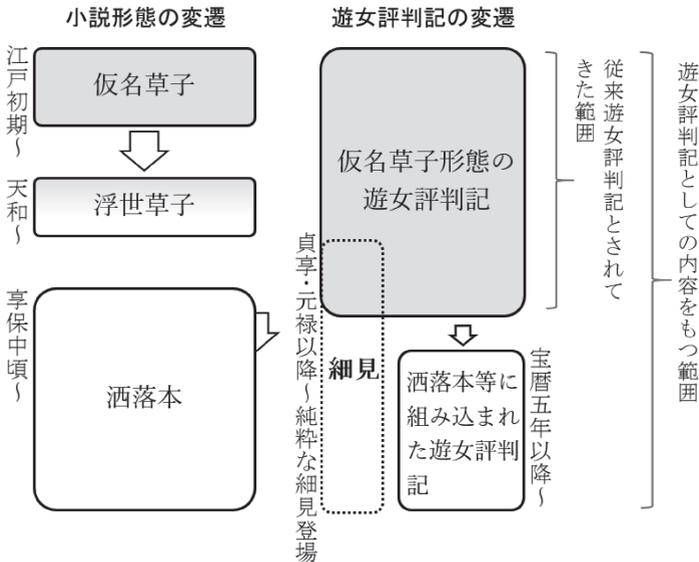


図1 文学の形態と遊女評判記の変遷（概略）

迄の仮名草子の一種という定義は、その後も続く遊女評判記の連続性を疎かにするという意味では、適切ではないようにも思われる。またそこに細見を含みながらも宝暦で区切るとすれば、明治頃まで続く細見の連続性をおざなりにするという問題がある。⁽⁴²⁾しかし細見の中には印をもつて遊女の容貌や性格の善悪を表すものや（元禄六年『新吉原細見圖』）、細見に短評を書き込んだものなど、細見とも遊女評判記とも分ち難い形式のものもある。したがってひとまず細見をも遊女評判記に含めるといふ野間や小野の姿勢は、遊女評判記の総体を捉えるという視点に立てば首肯できるものである。

但し冒頭にも述べたように、とりわけ遊女の批評を記す評判物に目を向ければ、宝暦以前の元禄頃から既に、その内容には質的な転換があったように見受けられる。更に言えば、ほぼ時を同じくして評判物の出版は大きくその数を減らしている。小野は、遊女評判記を寛永から宝暦までのものとすれば、その前半の天和・貞享頃、すなわち井原西鶴が登場した頃（天和二年〔二六八二〕）までにその殆どが刊行されたことを指摘している。⁽⁴³⁾中野も西鶴の登場を画期とし、西鶴以前の遊女評判記を限って「初期評判記」、以降を「後期評判記」と区別する。⁽⁴⁴⁾こうした分析は遊女評判記の減少と浮世草子の登場を関連付ける視点に基づくものと考えられるが、既に述べてきた通り、評判物の画期には今一つの要因、出版統制という背景もあった。次章では出版統制に影響を受けたと思しき販売停止の事例を検討し、評判物の変化を明らかにしていくこととしたい。

第二章 吉原を対象とする評判物の販売差止

遊女評判記は多くの場合刊本として発行されたとみられ、写本のみで伝わるものは割合少ない。⁴⁵ 刊本については柏崎順子の詳細な論考があり、鱗形屋が江戸における遊女評判記というジャンルを定着させていったこと等が指摘されている。⁴⁶ その後様々な版元によって遊女評判記は刊行されていくが、販売差止の事例が残るのは、吉原を対象とした評判物のみである。そのため議論は吉原に偏ったものになるが、評判物の殆どは吉原を対象としており、⁴⁷ ここでの議論は評判物の主流の変遷を明らかにすることに繋がる。なお出版統制前後の吉原を対象とする評判物については、表「吉原を対象とした天和～宝暦期の評判物一覧」にまとめ末尾に掲げたので、適宜参照されたい。

(1) 吉原草摺引（元禄七年（一六九四）・板元名なし）

先述のとおり宮本は宝暦四年（一七五四）『吉原出世鑑』に至って遊女評判記を巡る訴訟が起きたとするが、しかし初めて遊女評判記の刊行が問題となったのは、吉原を対象とする評判物の量的減退が始まった頃に出版された『吉原草摺引』（元禄七年（一六九四）・板元名なし）である。したがって、ここではまず『吉原草摺引』の事例をみていく。

『吉原草摺引』の訴訟については「御仕置裁許帳七」に判例がみえる他、柳亭種彦『吉原書籍目録』や宮武外骨「筆禍史」⁴⁸、『江戸吉原叢刊』第四卷「解題」等で指摘があり、ここではまず

「御仕置裁許帳七」についてみていく。

平三郎 是ハ本町壹丁目太右衛門店之者、

甚九郎 是ハ通油町吉兵衛店之者、

三左衛門 是ハ通旅籠町善右衛門店之者、

仁兵衛 是ハ神田鍋町伊兵衛店之者、

右之平三郎儀、草摺引と申物の本を編立、致板行候、人の噂を書候由、新吉原貳丁目香伯訴
訟申に付、今日召出シ、遂僉議候處、本を平三郎編立、甚九郎儀板木を彫、三左衛門方にて
賣候由申候、新作の書物兼て御法度ニ被仰付候處、相背候段不届に候、仁兵衛儀ハ右之板木
を平三郎方より金六兩貳分に買取候由申段、此者儀も仕形不届ニ付、平三郎儀ハ外之出入ニ
付、撰津守〔川口宗恒〕方にて手鎖申付候故、相届ケ、手鎖を外シ、四人共ニ牢舎、
右四人之者、同^戊五月八日赦免、平三郎儀ハ前方の懸り有之候に付、出牢以後、撰津守方ニ
て手鎖申付ル、〔御仕置裁許帳七〕五七九…元禄七年戊二月廿二日⁽⁴⁹⁾

『吉原草摺引』の作者は「鈴木武平」と言われているが、⁽⁵⁰⁾ここで編者は「日本橋」本町一丁目
太右衛門店平三郎とある。また評判記を訴えたのは「新吉原〔江戸町〕二丁目香伯」であると

いう。香伯という人物の店は評判記や細見をみても江戸町二丁目にはみえず、一時的に出された店であるうか。あるいは宝永六年（一七〇九）『吉原大黒舞』には伏見町「亀や香伯」がみえる（うめ茶見世⁵¹）。町名が異なるため同一人物かは明確でないが、伏見町は二丁目に隣接しており、『吉原ゑにし染』などでは「二丁目伏見町」と記されている場合もある⁵²。仮に亀屋香伯であるとすれば、元禄三年（一六九〇）年頃に伏見町に店を設けたようであるが、本書以外の評判物では『吉原大黒舞』（宝永六年（一七〇九））でしか取り上げられておらず、正徳二年（一七一一）の『吉原ゑにし染』ではもう違う店になっている。つまり亀屋香伯は、辛口の評判物が隆盛した延宝期前後にはまだ店を設けておらず、従来評判物の恩恵を受けるようなこともなかったものと考えられる。また香伯が亀屋香伯でなかったとすれば、他に香伯なる人物の店はみえないから、この『吉原草摺引』以前、同店は評判物で全く取り上げられたことがないことになる。

宮武は、香伯が盾にとり訴訟を起こした箇条は、貞享元年（一六八四）四月に出された御触の「諸人迷惑可致儀其外可相障儀開板一切無用に可仕致候」であると推定している⁵³。また罪の根拠とされている「新作の書物兼て御法度に被仰付候處相背」について、宮武は寛文十三年（一六七三）五月の町触と推測している。すなわち次の町触である。

一此以前も板木屋共ニ如被仰付御公儀之儀ハ不及申諸人迷惑仕候儀、其外何ニ^而も珍敷事を新板に開候ハ、^江両御番所^江其趣申上、御差図を請、御意次第可仕候、若隱候^而新板開候もの於有之は、御穿鑿之上、急度可被仰付候間、此旨板木屋共^并町中の者共、少も違背仕間敷候事^也

この触と同趣旨のものは、天和二年（一六八二）の高札に「新作の慥ならざる書物商売いたすべからざる事」として掲げられ、その後も再度掲げられた^也。

江戸では明暦三年（一六五七）にはじめて板木屋を対象に含んだ法令が出され、寛文年間には筆禍事件も起きていたが、町触れとして出版統制の触が出されたのは先述の寛文のものが初めてである^也。今田洋三『江戸の本屋』によると、更に延宝八年（一六八〇）に綱吉が五代将軍に就任して以降、幕政批判を抑える意図もあつて出版統制が強まった。香伯が訴訟の根拠としたとされる貞享元年（一六八四）四月の触は、綱吉就任後始めて出された出版統制令である。これは瓦版と時事に取材した書物の板行を禁止する意図から触れられたものであり、元禄十一年（一六九八）、同十六年（一七〇三）、正徳三年（一七一三）とくり返し発令された^也。また貞享元年十一月には「はやり事」や「替りたる事」の版行禁止についての町触も出されている^也。今田は貞享・元禄期の筆禍事件を挙げ、この時期の言論統制が厳しかったことを指摘している^也。残念ながら『吉原草摺引』は六冊の内一冊の写本が伝わるのみで香伯の店に関する評判は残さ

れていないが、恐らく香伯は評判の内容を不服に思い、こうした統制の流れにのって訴訟を起したものと推察される。柳亭種彦はこの訴訟について、『吉原書籍目録』において次のような見解を述べている。

按ずるに、是より遊女を白地に譏る冊子は作者もなく、刻する者もなく、且つ評判に係はらざる冊子にても、遠慮したりとおぼしく、古き寛文、延宝の冊子は多く今に伝はれども、却て此元禄七年より宝永の初めまで、十余年の間の年号ある本を見ず、絶て無きと云ふにはあらねど、昔よりは少き故予が目に触れざるものなるべし⁽⁸⁾

傍線部で種彦が指摘するとおり、確かにこの元禄七年（一六九四）の訴訟以降、吉原を対象とした評判物は宝永六年（一七〇九）までみられなくなる。したがってこの訴訟は種彦が言うとおり、評判記の刊行に相当の打撃を与えたものと考えられる。但し、吉原を対象とする評判物の刊行がそもそも貞享・元禄以降大きく減退していることには留意が必要である（表「吉原を対象とした天和～宝暦期の評判物一覧」参照）。すなわちこの『吉原草摺引』が第一の打撃となったというよりは、それ以前から評判物の刊行は失速し、『吉原草摺引』の訴訟に至ってまた大きくその数を減らす結果になったものと考えられる。現在に伝わらない評判物もあるうから

容易に断定はできないが、江戸において貞享以降評判物の刊行が失速していた理由は、いかにも綱吉政権に至って強化された出版統制と関連を持ったように思われる。つまり、評判物は直接的に取締を受けた訳ではないものの、貞享における統制の強化に萎縮し漸減し、更に『吉原草摺引』の訴訟が起きたことで、ますます評判物の刊行が控えられるようになった、と解釈されるということである。

更に『吉原草摺引』の訴訟から約五十四年後、江戸町一丁目の楼主天満屋竹嶋仁左衛門によって著された『洞房古鑑』にも、評判物の出版統制及び販売差止についての記録がみえる。『洞房古鑑』とは、新吉原江戸町一丁目天満屋竹嶋仁左衛門が寛延元年（一七四八）閏十月名主役に就任したにあたって先例を書き集めた書である。全八冊中内六冊まで各巻目録の末に「宝暦四年甲戌春三月 名主竹嶋仁左衛門春延誌」と記されているので、名主就任後間もなく起筆し、約五十六年の歳月を費やして一旦成稿したものと思われる。しかし後の明和・安永・天明頃の記事も見えることから、春延の退役後も書き続けられ、更に名主を相続した養子春英にまで引き継がれた可能性があるという。^⑧ 同書巻之四の「遊女評判」と題された項目には販売差止になった評判記についての記述がみえる。次の引用は、その冒頭部である。

一 元禄、寛永之頃ヨリ、遊女評判折々出候得共、悪評無^レ之、所ヨリ咎候儀^茂無^レ之、元文年間、源氏評判卜號〔元文二年『吉原源氏六十帖評判』〕、遊女六拾人致「評判」出版致候得共、無^レ障売止候。元禄ヨリ宝暦迄、評判六通り斗出候由。

まずここでは「元禄」「寛永」の頃から「遊女評判」が時々刊行されたが、「悪評」はなく、「咎」を受けた例もなかったとの見解が示されている。右の引用及びこれに続く記述を見る限り、ここで言う「遊女評判」は特に評判物及び細見を指すものと推察される。またここでは、元禄七年『吉原草摺引』の訴訟はもちろん、元禄以前にこそ多く発行されていた筈の評判物の存在について全く触れられていない。

(2) 吉原花筏（寛延二年（一七四九）・鱗形屋孫兵衛板）

同項目には続いて細見『吉原花筏』（寛延二年（一七四九）／鱗形屋孫兵衛板）、評判物『吉原出世鑑』（宝暦四年（一七五四）／江戸本屋吉十郎板）、名称不明の評判物（宝暦十年（一七六〇）／板元不明）の刊行及び販売差止が起ったことについて記述がみえる。この三種の例をみると、『吉原花筏』および『吉原出世鑑』は『吉原草摺引』と同じく何らかの法に触れたらしいが、名

称不明の評判物は吉原内における取り決めに違反したらしい。はじめの『吉原花筏』は評判物でなく細見であるが、販売差止の全貌をつかむため、まずこれについてみる。

一 寛延二年^巳三月、新吉原中之町^江致^ニ鉢植^一候処、右之趣板行^ニ致、吉原花筏卜号、売歩行候処、廻り方〔町奉行の廻り方同心〕之被^ニ召捕^一候^ニ哉、能勢肥後守様〔北町奉行能勢頼一〕御懸り^ニテ御預^ニ罷成、落着之節過料三貫文被^ニ仰付^一候。其節御番所^江罷出居候^テ、右之趣及^レ見候^ニ付、留置候。⁽⁶⁶⁾

右の通り取締を受けた要因については記されていないが、『吉原花筏』（鱗形屋刊行）は遊女の名寄に歌が付される形式であり、内容が反感を買って訴えられたとは考え難い。奉行が判断を下しているため幕府法に抵触したことはわかるが、年代的に享保七年に触られて以降基本方針とされた出版条目に抵触したのであろうか。⁽⁶⁶⁾あるいは先に挙げた貞享元年十一月（元禄十一年二月にも再触）の触は読売や小冊子類の流行についての禁令と解されているが、⁽⁶⁷⁾ここでは「はやり事」等の板行禁止の他、辻や橋での板行売も禁止されており、⁽⁶⁸⁾販売場所の規定が抵触したとも考えられる。但し吉原細見の類はこれ以前も以後も継続的に毎年販売されている。吉原細見『かぶろ松』（寛延二年〔一七五〇〕）は同書の改題再版と目されており、改題とこの取締り

が関わった可能性が指摘されているが、『吉原草摺引』のように、この事件が後続の刊行に影響を与えたようには見受けられない。

(3) 吉原出世鑑（宝暦四年（一七五四）・江戸本屋吉十郎板）

一方でこの後に問題となつたらしい評判物『吉原出世鑑』は、『吉原草摺引』と同じく、評判の内容自体が遊女屋の不興を買つて訴訟となつたらしい。しかし判例は残されておらず、『吉原花筏』と同じく何の法に触れたかは定かでない。これについては既に莫安柄の「随筆吉原細見」（二九三二『今昔』一九・一一）や先述のとおり宮本によって概要が述べられているが、原文の引用は次の通りである。

一 宝暦四年戌正月、五町遊女を壹軒ニテ三四人或者七八人ツ、評判を記し、吉原出世鑑ト号し、浅草寺地中木屋吉十郎板元ニテ、通油町双紙屋小兵衛并新吉原町壹丁目又兵衛店彌七売所ニ罷成売弘候処、式丁目家田屋太右衛門抱伊澤ト申遊女、情薄く借たるもの返す茂嫌之由、評判ニ書記候ニ付、右太右衛門方ヨリ正月廿一日、依田和泉守様江御願申上候得者、右吉十郎、小兵衛、彌七、明廿三日可ニ繩罷出一御差紙被ニ下置一、翌廿三日双方罷出候処、彌七義去ル夜、太右衛門方ヨリ書役半兵衛口上ニテ呼ニ遣候ニ付参候得者、大勢ニテ致ニ打榔一候旨返答書出し

候^二付、三人共^二仰預^二罷成、翌廿四日松浦彌次右衛門殿御懸リ^二テ御吟味有^レ之、同廿五日太
 右衛門召仕男共^并^二遊女伊澤、其外一件被^二召出^一御吟味之上、口論之儀者遊女共打寄致^二打擲^一
 候^二相決し、口書相済申候。尤彌七、伊澤^江紙代金三分余借し有^レ之候処相払不^レ申、其上心外
 成致方等仕候^二付、右之通書記候由申上候、同月廿八日、一件被^二召出^一、板元壽命院地借り
 吉十郎^并通油町小兵衛、板木彫本庄松坂町清八、右三人之者共銘々過料三貫文宛被^二仰付^一、彌
 七者手鎖被^二仰付^一候。同壬二月朔日被^二召出^一、手鎖御免被^レ遊相済申候。尤右出世鑑板行売
 残り、百余冊御取上^二罷成候。⁽⁷⁰⁾

要点を絞って訳せば、『吉原出世鑑』は宝暦四年正月に浅草寺地中木屋吉十郎を板元とし、通
 油町双紙屋小兵衛と新吉原江戸町一丁目又兵衛店彌七を売所として売り広められた。しかし新
 吉原（江戸町）二丁目家田屋太右衛門抱の遊女「伊澤」について「情薄く、貸したものを返す
 のも嫌がる」⁽⁷¹⁾と評判に書いたことについて、家田屋太右衛門より正月二十二日に依田和泉守（北
 町奉行依田政次）へ訴えがあった。彌七は伊澤へ紙代金三分余りを貸していたが返されず、そ
 の上「心外成致方」等をされたために伊澤を悪く書いたと上申し、結果二十八日には板元寿命
 院地借り吉十郎と通油町小兵衛、板木彫本庄松坂町清八の三人は過料三貫文、彌七は手鎖となっ
 たが、結局手鎖は「御免」とされた。この『吉原出世鑑』は売り残った百余冊が御取上げになっ

たということである。

ここからは『吉原草摺引』のケースと同様に、評判の内容について遊女屋の訴えがあり、訴訟に発展したことがうかがえる。なお訴訟を起こしたとされる江戸町二丁目家田屋太右衛門は享保のはじめ頃に店を設けたようだが、評判物で取り上げられたのは『志家位名見』（遊女二人）および『開産記』（遊女四人）と、本書『吉原出世鑑』においてのみである。

この『吉原出世鑑』の後には最後の遊女評判記とされる『吉原評判都登里』（宝暦四年『交代盤栄記』改題）が宝暦五年に出され一応の区切りを迎えることとなるが、そもそも末尾に掲げた表「吉原を対象とした天和～宝暦期の評判物一覧」からもわかるとおり、既に刊行は切れ切れになっている。つまり数量からみる限りでは、この『吉原出世鑑』の訴訟がいかに後続の評判物に影響したかを推し量ることは困難である。

(4) 名称不明の評判物（宝暦十年（一七六〇）・板元不明）

以上みてきた三種、すなわち『吉原草摺引』『吉原花筏』『吉原出世鑑』は幕府法によって問題にされていたことがうかがえる。しかし『洞房古鑑』にみえる最後の例、名称不明の評判物の販売差止は、次のとおり吉原内で対処されている。原文は次のとおりである。

一 宝暦十年^辰二月下旬、江戸町式丁目子屋長十郎、抱遊女みつさと取立出し候節、板本^ニ起しほめ言葉之評判記、五町町を売歩行候ものを呼寄、遊女屋仲間之儀者相互に可^ニ申合^一処、売人^ニテ遊女之評判を板本^ニ起し売弘メ候段不埒之由を申候処、売歩行候ものハ委敷わかち^茂不^レ存由を申^ニ付、右之評判記百五拾冊之余不^レ残仁左衛門方^江買上、代錢相払、右之板本を以、式丁目子屋長十郎を其分致問敷段申、同町名主佐兵衛方^江相届候処、

五町同役^并式丁目年寄相懸り、達テ相詫候^ニ付、長十郎方より大門会所^江証文取置、相済遺ス。

其後長十郎方^江五町名主不^レ残、式丁目年寄相招。⁽⁷³⁾

これを要約すると、宝暦十年辰二月下旬、江戸町二丁目子屋長十郎の抱遊女「みつさ」を取立（新造出しをしない、禿上がりでない遊女の称）として出した際、長十郎が「ほめ言葉之評判記」（遊女みつさを褒める評判物カ）を板本に起し、これを吉原内で売り歩かせた。それを『洞房語園』作者である天満屋竹嶋仁左衛門が見咎め、遊女屋仲間では相互に申合わせをするべきところ、一人で遊女の評判を板本に起し売り広めるのは「不埒」であると注意したが、売り歩きの者は詳しいことは「わかち^茂不^レ存」と言うので、この評判記百五十冊余り残らず仁左衛門が買上げて代錢を払い、二丁目子屋長十郎へ禁止のを通達し、且つ二丁目名主佐兵衛方へも届けた。そうしたところ、五町の名主と二丁目年寄が詫びてきたので、長十郎に大門会

所へ証文を出させて済ませた。その後長十郎方へ、五町の名主と二丁目年寄を招いた、ということである。

この差止められた評判記の名称は不明であるが、第一章でも触れたとおり、この評判記は遊女を批評するものというよりは、はじめから遊女「みつさ」を褒めること、すなわち宣伝を目的とし発行されたものと思われる。したがって従来の遊女の批評を目的とする遊女評判記とは性格を異にするように思われるが、いずれにせよこの時において、吉原内では評判記を板木に起こす際、遊女屋仲間を通す必要があったことがわかる。これがどの程度内容に踏み込んだ申合わせであったのか、またいつからこうした取決めができたのかはわからないが、少なくとも宝暦十年においては、評判物の刊行は遊女屋仲間が干渉するべき出来事であると、名主レベルが捉えていたということである。

出版統制と評判物の減退をめぐって

以上、『吉原草摺引』（元禄七年〔一六九四〕／板元名なし）、『吉原花筏』（寛延二年〔一七四九〕／鱗形屋孫兵衛板）、評判物『吉原出世鑑』（宝暦四年〔一七五四〕・江戸本屋吉十郎板）、名称不明の評判物（宝暦十年〔一七六〇〕／板元不明）の四種の出版及び販売差止について述べてきた。表「吉原を対象とした天和～宝暦期の評判物一覧」で示したとおり、訴訟が起

きる以前の貞享年間から評判物の刊行は漸減している。そうした中で評判物『吉原草摺引』（元禄七年〔一六九四〕／板元名なし）をめぐる訴訟が起るに至り、その後約十年、評判物の刊行がみられなくなった。貞享頃から起きたこのような評判物の減少が、綱吉政権において強化された出版統制という背景と無関係であったとは考え難い。『吉原草摺引』の訴訟も、そうした経緯の中でこそ起きたものと理解されよう。一方『吉原出世鑑』の事例は評判物の刊行が稀になっていた中での訴訟であること、また細見『吉原花筏』は他の細見がそれまで通りに発行されていることから、この両書をめぐる問題が刊行に与えた影響は明らかでない。

以上では出版統制及びそれを利用して起きた訴訟がもたらした影響について、とりわけ刊行数の推移との関係に注目し述べてきた。それでは、数量的な面ではなく、出版統制及び訴訟は、評判物の内容に対してはどういった影響を与えたのであろうか。確認してきたとおり、評判物は人の噂を書き連ねるといふ点において常に訴訟の対象となり得た。したがって板元や作者は、訴訟を起されないように留意して批評を書く必要が生じた筈である。尤も『洞房古鑑』には『吉原草摺引』（元禄七年）の訴訟について記されており、仮に批評の内容が薄くなったとして、それが訴訟を意識したものであったとは断言し難い。しかしここでは『吉原草摺引』とそれ以降の評判物を比較検討した上で、『吉原草摺引』以降の評判物の内容面における変化を明らかにすることとしたい。

第三章 『吉原草摺引』（元禄七年）以降の評判物

ここでは元禄七年から宝暦五年までの評判物を全て取り上げるが、各評判物のすべての評判を引用することはできないので、いくつかの例を抽出し比較を行う。比較するのは表「吉原を対象とした天和～宝暦期の評判物一覧」の太字の評判物である。なおここで注目するのはあくまで評判物の内容であり、書物の外形や記述上の形式には言及しない。記述の形式については既に『吉原源氏六十帖評判』（元文二年（一七三七））が旧来の形式による遊女評判記の下限であることや、その推移⁽⁷⁶⁾、形式の変化に出版業者の意図が関わったことなどが明らかにされている⁽⁷⁶⁾。

それでは、はじめに『吉原草摺引』（元禄七年刊）についてみていく。同書について伝存するのは巻一の写し『吉原水鏡』（写年不明）であり、ここではこれを翻刻した『江戸吉原叢刊第四巻』（江戸吉原叢刊行会編二〇一―a）に依拠する。

『吉原草摺引』（元禄七）表 No.15・16

この『吉原草摺引』の内うち唯一伝存する巻一は、当時の吉原において最高の妓楼として勢力をもった遊女屋である京町三浦屋四郎左右衛門の遊女のみを対象とする。また本書の特色としては、冒頭に「身請の大夫格子いきぢあらそひ」との趣向で、既に退廓した三浦屋の遊女九

人についてかつての客との逸話が記されていることがある。その内容はかつての延宝期の評判物でしばしば記されたような多分にゴシップ的なものであり、たとえば第二番に記された格子女郎（この頃の吉原において第一位の太夫に次ぐ位の遊女）「小紫」について、「まこと（真）のとこ（床）入」をしないで七度を迎えた客「三井勘八」が床入りに持ち込んだ際の顛末を、当の三井勘八が語ったという話や、「小紫」が「〔新吉原〕中の町四良」と深い仲にあり、「三もんじや与すけ」という客に身請けさせた後に「与すけ」のもとを抜け、再び「中の町四良」と「手くた」（手管。情交をもつこと）したといった経緯が記されている。⁷⁷ こうした逸話は、買手のために遊女を批評するという評判物の趣旨からはずれていくようであるが、作者の意図としてはかつての女郎の「手くた」（手管）を今の買手に教えるというものがあつたらしい。⁷⁸ 馴染み客の名や客と遊女がどのようなやりとりがあつたか等、かつての客を情報源とする話が事細かに記されており、ここからは作者が廓内で種々の客と関わりをもっていたことがうかがえる。

この冒頭の評判については先の「小紫」のように悪評に近い伝聞がある程度で辛口の批評はみられないが、在廓中の遊女（一七人）については暴露に加え、俄然辛口のものもみられるようになる。たとえば次はこの当時、名を継いで在廓中の「小紫」についての批評である。

格子いま小むらさき

京町 三浦四郎左衛門

此きみおむく〔御無垢〕にしてよしとよろこぶ人あり。またなにやらおゆつり〔足〕のたらぬといふものあり。
 すき〔過ぎ〕しころ、彦やくそく〔約束〕して次のうちにゆかぬをよくしりて、たれやらにおんあい〔御会〕のよし。
 たしなみたまへ。ちかきころ小むらさき〔分〕そわけおもふ〔分〕 とうたいしは、かやう〔斯様〕のしやう〔性〕わる
 人なれば、いちさ〔一塵〕のうちをわけ〔分〕のける心〔心〕にや〔心〕。

傍線部の「彦」というのは本書でここにしか登場せず誰を指すか不明であるが、恐らくこゝでは遊女「小むらさき」が、「彦」という客が来ないのを知りながら揚屋（太夫・格子等の遊女を呼んで遊ぶ店）に向き、他の男に会っていたということであろう。この件について作者は「小むらさき」を「しやうわる人」と辛辣に非難しているが、他にも本書にはこうした辛口の批判や、遊女を巡る悪い噂が多く記されている。部分的に抜粋すると、たとえば「此君、道中まへ〔前掛かり〕か、りにて、あしきとのひ〔評判〕やうはん〔評判〕あり」（格子・わか〔床〕な〔床〕）、「とこのうち大きにおもしろからずといふ人おふし」（格子・う〔客〕こん〔客〕）、「いつそや、ふちや〔珍〕（ふじや。揚屋）にてあまりな〔長文〕かふみをかきす〔客〕こし、きやく〔客〕にふるる、事はめつらし〔恥〕きはちなれ」（格子・かわ〔客〕らさ〔客〕き）、「すき〔過ぎ〕にしころ、た、ならぬおん身〔唯〕（妊娠した身）とはやしけるは、まこと〔唯〕のことをいふにや」（格子・い〔唯〕づみ〔唯〕）〔客〕）といったものである。但し中には絶賛されている遊女もあり（格子・ときわ、格

子・こわた、格子・わかむらさき他）、辛口の批評は作者の偏った視点、たとえば巻一の主題である三浦屋の楼主と不仲であったとか、そういう事情に因るものではないらしい。本書の「初」(序にあたる部分)には「されはふるめかしきをのけ、今のわか手の女郎をひやうはんせんとするに、そのきりやうすくなし」⁽⁸⁶⁾ともあり、恐らく作者には懐古的な思いがあり、今の遊女に物足りなさを感じていたのであろう。先の「小むらさき」の批判には「たしなみたまへ」と遊女へ語りかけるような記述がみえたが、同書を見るかぎり作者の批評には説教の意味も込められていたようで、中には「いまよりもなあるとりんほうを、こひのいとくちにてつなき給へ」(太夫・いまうすくも)、⁽⁸⁸⁾「とさふしに身をよせ、おとこめきたつおんきよくき、よし。さりながら、^(浄瑠璃)上るりにもんもうをかたらるゝところあり。ししやうとのにつかせたし」(格子・ゑもん)、⁽⁹⁰⁾「いききを見わけぬうちにはおほつかなし。みよし」(格子女郎・三好)との、^(殿)ゆすりのてくてくたふみにて、^(客)よくきやくをかんかへて^(考え)ほたし給へ」(格子・こよし)⁽⁹¹⁾といった、欠点を記した上で激励するかのような記述もしばしばみえる。

以上を踏まえると、本書の性格としてとりわけ注目されるのは、①遊女にまつわる噂や内情(裏話のようなもの)の暴露を交えた批評が行なわれ、また、②美点のみならず遊女の欠点にも言及がなされているという点である。それは、恐らくこの①または②の姿勢が、同書をめぐる訴訟に繋がったものと推察されるからである。もつとも、こうした内容を含む評判物は早くは

上方を対象とした『嶋原集』（明暦元年（一六五五））や『満散利久佐』（明暦二年（一六五六））の頃からみえ、欠点や裏話の記述がある評判物は決して珍しくはない。評判物によってその辛辣さや比重は異なるが、①②は多くの評判物に通底する一つの性格である。

こうした記述は当然ながら遊女に嫌がられ、とりわけ辛辣に遊女を批評した延宝期の作者の中には、遊女との間に確執が生じた者もいた。しかし冒頭にも簡単に触れた通り、この『吉原草摺引』以前、遊女屋や遊女はそのような作者を疎みながらも訴えることはしなかった。それほどころか、中には作者に近づき鼻頂の筆を頼んだ遊女屋や遊女もおり、その結果、吉原内においてある種の権威をもったと思しき作者もいる。こうした権威は作者と板元・遊女屋が結び付いていたこと、及び作者が巨額を費やす「大尺客」の取巻きであったこととも無関係ではない。本書の作者は「鈴木武平」という名のみ知れ、どういった立場にあったかはわからないが、この当時最も大きな妓楼である三浦屋に精通していたのだから、やはり大尺客の取巻きになる等して店に入り浸っていた筈である。昔の遊女について情報提供をした客も三浦屋の高級遊女と遊べる程であるから、そのような客と関わりがあったという点で、作者「鈴木武平」は単なる一人の客ではなかった筈である。しかしそのような吉原内での人脈がありながらも、本書『吉原草摺引』は訴訟を受け、販売差止に至った。これは先述のとおり訴訟人の亀屋香伯が評判物の恩恵を受けていなかったことに起因するように思われるが、この点については後に改めて検討する。

『吉原大黒舞』（宝永六）・『吉原七福神』（正徳二・三）表・No.17・19・21

次に『吉原草摺引』の訴訟から約十年程中断があった後に刊行された『吉原大黒舞』（宝永六年（一七〇九））の検討に移っていくが、以後、先の『吉原草摺引』にみえた特色、すなわち①遊女にまつわる噂や内情の暴露を交えた批評が行なわれているか、また②美点のみならず遊女の欠点にも言及がなされているかという点に注意しつつ、みることにしたい。

従来評判物の主眼は、第一の位の遊女である太夫やそれに次ぐ格子といった高位の遊女か、あるいは散茶⁽⁹⁸⁾といった比較的な安価な遊女であった。いずれにせよ、評判物は焦点とする遊女を絞る傾向があったのである。しかしここでみる『吉原大黒舞』（流宣作、松野宇右衛門・秩父屋吉兵衛・相模屋太兵衛板）以降、全ての書ではないにせよ、悉皆的な評判を目指す評判物が多くみられるようになる。⁽⁹⁹⁾こうした傾向は、恐らく遊女の名を網羅的に記載する吉原細見の隆盛と関わりがあったであろう。とはいえ、すべての遊女について批評が記された評判物は存在しない。本書『吉原大黒舞』の場合、詳しい評判を記さない遊女（恐らく作者が重視しない遊女）については、「上々吉」や「上々」「中上」といった評価を付すに留めている。こうした評価の仕方は、本来役者評判記の手法である。また記述も仮名を中心としたものではなくっており、これまでの評判物とはやや異なる性格をもった書であるといえる。更に批評の傾向も、先にみた『吉原草摺引』とはうって変わる。次はその一例である。

西尾 にしを かうし

同し内〔京町三浦屋四良左衛門内〕

柳の枝に桜の花をさかせ、梅の香をもたせてなかめたきとねかひし人に此君を見せし。性すらりと、柳こしのほつとりもの。桜色のかほはせ、梅檀の香ひ御身にくんじ、道中珍重く。江戸大はやり。⁹⁵

ここでは『吉原草摺引』に記されていたような遊女の内情の暴露や、遊女の欠点を批判するような記述はみられない。他の批評もこの遊女「西尾」と概ね同様で、遊女を褒め称える美辞が並んでいる。次のとおり客との噂を絡めて批評がなされる場合もあるが、具体性が殆ど失われているという意味で、『吉原草摺引』とは趣を異にする。

若紫 わかむらさき 格子太夫 (96)

新町〔京町二丁目〕菱屋久右衛門内

ある大臣、この君の揚屋へゆきたまふを見て、あらさらむ此世のほかの思ひてに今ひとたびのあふこともかな、と古哥をつぶやきて通りける。此人は此君にたひくふられ遠ざかりけれとも、いまひとたひあひたしと、おもひほかにあらはれたるか。物こしやさしく、言葉すくなくに声たかからず。色しろく、目のうちに位ありて姝しければ、五丁町に最第一といへるも倫なり。此君は女郎の中の福神。綾羅錦繡をたしなみて、黄金珠玉をもてあそびたも

ふとなり。⁹⁷⁾

こうした称賛一辺倒の批評は太夫や格子といった高級遊女のみではなく、詳しい評判が記されている中では尤も下位⁹⁸⁾の「うめ」(梅茶・埋茶)についても同様である。

松岡

うめ

〔角町〕吉原大黒舞市兵衛内

柳かほ、うるはしきかほはせ。性^{せい}大きからて、位^みあり。心はへとつとよし。うた、さみすく
れたり。⁹⁹⁾

早衣

うめ

同し内〔角町堺屋市兵衛内〕

中せいにして丸かほ、道中風情^{たうちうふせい}よく、あいきやうあり。¹⁰⁰⁾

このように遊女に対する悪評は記さないのが本書の基本的姿勢であるとみえる。中には僅かに遊女に対する批判もみえるが、次の程度の記述である。

通かよひ路ち かうし

同し内〔新町「京町二丁目」菱屋久右衛門内〕

道中なうちゆうしつほりとして、格子女郎かうししよらうともいわるへし。物こしやさしけれとも、言葉ことばにけんありて短慮たんりよに見えまするかどうかしらぬ。あとから。⁽¹⁰⁾

覆めた後に「言葉に陰があつて短慮に見える」と批判を挟みつつも、「どうか知らぬ」とごまかすという歯に布を着せた物言いである。最後の「あとから」というのは評判物によくみえる常套句で、後続の評判物に詳しく記すという意味である。『吉原大黒舞』の後に刊行された『吉原七福神』〔早印本…正徳二年（一七二二）／後印本…同三年（一七二三）〕は本書と同作者石川流宣〔躍鶯軒〕によるものであるから、恐らくこの評判物に書くことを意図したのであろう。しかし『吉原七福神』も本書と同様、辛辣な批判はなされていない。『吉原大黒舞』とほぼ同様の執筆姿勢であるからここでは簡潔にみる。次が遊女「通ひ路」の評である。⁽¹⁰⁾

通かよ路ち かうし

おなしうち〔新町「京町二丁目」菱屋久右衛門内〕

過すくれてうつくしき事、御家の名花めいぐわなり。尾上おのへ、通路かよいちの両君りやうくんは、八重あひとへの色いろあらそふに、いづれをそれとわけかたし。藤原ふちはらうち氏の大たい尽じん、

清月すむつきの家いへによる雲夜くもよるさへて夢ゆめのかよひぢひとめよく見みん⁽¹⁰⁾

この通り絶賛されるのみで、先の評判に記されていたような難点は記されていない。若干の欠点についての記載を含むものの、全体を通してみれば、『吉原大黒舞』及び『吉原七福神』は美辞に尽くした評判物である。

『吉原大評判ゑにし染』(正徳二)表…No.20

続く『吉原大評判ゑにし染』は遊女の位にはこだわらず家々の「全盛」の遊女を記した書であり、歌や漢詩を交え批評する方法をとっている。特にそのはじめの方に載せられた三浦四郎左衛門・山口七郎右衛門・菱屋久右衛門・ともへや三郎左衛門等といった太夫・格子を抱える大店については、左のとおり歌のみで批評が済まされている。

〔紋〕 山口七良右衛門内

あやめ

禿 かゞく

かきつばたいつれあやめと見もあかず

君にまよはぬ人はあらしな〔江戸町一丁目・格子女郎〕⁽⁶⁾

こうした歌は、概ね遊女の称賛か恋の歌である。先に見た『吉原草摺引』のように従来の評

判物が冒頭に載る高級遊女について記述が厚かったことを思えば、太夫・格子についてこのように歌で済ませることは疑問である。ただ作者は同書において「その位有_ル君は言すして明せ、予が筆口に不及_⑩」としており、著名な遊女については記す必要がないとの認識をもっていたことがうかがえる。同じように高位の遊女を省略する手法は、後の評判物にもみえる。但しこの頃は従来最高位であった太夫とそれに次ぐ格子がほとんど姿を消し、その下の位であった散茶や梅茶という位の遊女が台頭するに至る過渡期であったから、「位有_ル君は言すして明せ、予が筆口に不及_⑩」というのは建前で、散茶・梅茶系の批評に力を入れたという背景もあったのかもしれない。

歌のみではなく具体的に記述されているのは遊女屋「東や三の丞」内の遊女「ゆふなぎ」以下、散茶や梅茶、及びそれより下の局女郎等_⑪である。中には名前だけであったり、歌によってのみ紹介されている遊女もいるが、いずれの遊女にも概ね左のとおり「上上吉」や「上上」といった位付が記されている。

〔紋〕 上上吉_{太夫さしきもち⑫} せぎ野_⑬ 禿さんや

▲関守か有ても、とまるまいは此君。しやかうの玉わ、初心のくらきをてらし、ほんにしやと成ます。御きりやうは、大坂の関よりこちにないお子く。

せき守もいかたと、めん恋いの山

野くれ春けき君したふみは〔角町大万字屋庄三郎内・散茶〕⁽¹⁰⁾

また次は伏見町のひしや吉左衛門の局女郎の店（揚代三寸の局）の評判である。局女郎は位の低い遊女である。

〔紋〕 上上 うしやうしやう みちのく 禿小はる

△御きりやうよし。しのぶもちずり、みな人こかる、君なり。

みちのくのその宮城の、萩の花

見あくることもあらしとそおもふ〔伏見町ひしや吉左衛門・局〕⁽¹¹⁾

このように位の低い遊女であってもこうした称賛の批評であり、本書において遊女の欠点は記されていない。

『吉原丸鑑』（享保五）表…No.22

『吉原草摺引』以降、伝存する三つの評判物はこれまで見てきたとおり基本的に称賛を旨と

し、且つ『吉原草摺引』のように、作者が知る具体的なエピソードや遊女にまつわる噂を批評に交えるという方法はとられていない。次の評判物『吉原丸鑑』（享保五年（一七二〇）年）も同様に辛辣な批評はみられないが、自らが見知った遊女については体験を交えて詳細に記しているという意味で、同書は先の三つよりはかつての評判物の趣を残している。

太夫 同し内〔江戸町山口七良右衛門内〕

無類上々吉 白糸 定紋三つひあふき

ないぞく古今のまれもの。類をはなれてくらぶるに物なし。美人のたねもあればあるもの。〔略〕およそ太夫と申は此きみにかぎらず、くるわ数千の女郎の内にして色の張本なるがゆへに、くつわは云に及ばず茶屋あげややり手まで、目だかどもの寄合にすいぶんぎんみして、智恵ときりやうともつたいと、すぐれたるをゑらんでそのくらゐをさだむ。されば面ていの内、卯の毛ほどもきずあれば太夫さまとあがむる事なし。此まへのうすぐもと云し太夫、かたのごとく能女郎なりしに、はからずも睡に物もらいと云もの出来てなをりしあと少しばかり跡付ければ、此ひとつきずに成りて終に太夫のくらゐをすべり給ひぬ。しかるに此しらいとのきみは、能くせんさくして見れば御顔の内に薄疱の跡ひとつ二つ三つあり。なみくのきりやうならば是にても太夫のきずと申べけれど、たれ人も是をいふものなし。た

とへばつもれる雪の上に梅花ばいけわの一いっようちりたるがごとく。いさゝかも目に立た所しよなし。度々たたく逢あたる人もそれとしりて気を付つざれば、大かたは見付たまはず。たま〜見つけ給ふ時は雪中せつちゆうに梅花ばいけわを見出せし心地。なをうつくしきはなのかほばせ、いとゞ色ますおもひして、一しほたへなるおもかけは、織女しよくぢよの星ほしを留とめて去り、雲母うんぼの玉たまを残のこせるかとあやしむばかり。是しかしながら美人の徳そなはりたるゆへとしるべし。〔以下略〕⁽¹⁰⁾

ここでは当時吉原において最高級であった太夫の位について、その位が遊女を抱える轡しん（楼主）は勿論茶屋・揚屋・遣手（遊女の目付役）に至るまでが相談して決めること、遊女「うすぐも」⁽¹¹⁾（薄雲）が物もらいの跡ために太夫の位を降りたという吉原の事情が明らかにされている。更にこの中には太夫白糸の顔に「薄疱うすいもの跡ひとつ二つ三つあり」と悪評とみなされかねない情報も含まれているが、作者は「〔その跡を〕見つけ給ふ時は雪中せつちゆうに梅花ばいけわを見出せし心地」と綺麗におさめている。またこの他にも同書には太夫の位を降りる際の経緯けいゐや、遊女屋の移転うつについて記される等、吉原の事情に精通した人物であったことがうかがえる。こうした詳細な体験や知識を交えつつ吉原通ぶりを披露するあり方は、これまでみてきた評判物よりはかつての評判物を偲しのばせる。また同書は既に指摘されている通り、廓内の遊女全ての評判を指すことを序に示しているが、実際のところ下位の遊女（局・河岸女郎）は名寄のみで、批評は省略

するという方針をとっている。⁽¹⁶⁾ 同書の巻六では三浦や山口といった妓楼の太夫の名を散茶や梅茶が名乗ることを難じ、それらの遊女は採録しないという方針も宣言しており、⁽¹⁷⁾ ここからは苦言を呈したい遊女については採録しないという作者の姿勢が垣間見える。本書は遊女の欠点に関する記述が殆どないが、これはそもそも作者が苦言を呈したい遊女を載せていないか、名前の採録で済ましていたということもあつたのであろう。批評のある中では最も低い等級の「むめ茶」(梅茶)でも、次の様に噂も悪評も全く記さない姿勢をとっている。

上々 琴浦

容色つやゝかに、しこなしをとなく、さすが此家の一の筆、いやといわれず。〔江戸町巴屋源右衛門内・むめ茶〕⁽¹⁸⁾

上々 花月

花と月とは世の人のなかめにあかぬためし。いかさま此君の花月と名乗給ふもにくからず。いつ見てもうるわしきすがた。見るに見あかずと皆人のひようはんよし。〔新町〕〔京町二丁目〕〔巴屋三良左衛門内・むめ茶〕⁽¹⁹⁾

以上のとおり『吉原丸鑑』は先に見た『吉原大黒舞』や『吉原七福神』等と異なり具体的なエピソードに基く批評をふんだんに取り入れているが、一方で悪評を記さないという点においては、『吉原大黒舞』等と同様の姿勢であるようにみえる。

『吉原遊女評判志家位名見』（享保二十）・改題『吉原評判開産記』（享保二十一）表：No.24・25

こうした流れの中、辛口の批評をも含んだ評判物『吉原遊女評判志家位名見』（享保二十年〔二七三五〕）が登場する。同書は浮世絵師鳥居清信の門人とされる近藤清春による書である。批評は第一番に記された遊女「高尾」以外は短評であり、「高尾」についてもその人本人に限ったことではなく、三浦屋に代々続く高尾という遊女の存在についての記述である。またその他の評についてはこれまで同様に称賛が多くを占めるものの、辛口の評も頻繁にみえる。例えば、「御（発明）はつめい過（短慮）て気がたなりよ（知慮）二（理屈）てりくつ（子細）をの給ふてはいかなく（子細）たまりませぬハあんまり正しきゆへなり」（京丁三うら四郎左衛門内きよら・格子）、「此者もつたい過（子細）てすさいらし、御（器量）きりやうじまんとミへました、今。日の出のわけしり（意気地）いきちか過（意気地）て、大分去ル客衆にはあらんした」（新丁大ひしや久右衛門内ふちなミ・座敷持）、「かとうふしの御名人別かたりハ外になし、おちや（茶）のあんはいわ御（器量）きりやうほと二（塩梅）てハなし」（江戸丁）二丁めつるつたや庄二郎内しら梅・座敷持）、「見かけ申にちがひ（意気地）ていきちのかいなき君、女郎のお役め一通りとハ申せ共

うつくしきハ」(角丁竹万字や庄七郎内わか浦・座敷持)、「御しまつハしよたいめきてよし、然シ女郎の身にてハあんまりわろし、ちとさらし給へ」(新丁山もと介右衛門内かつ山・座敷持)、「御さかん故御もつたいがミへ過まする、あんまりたいが付ましたらバひれがおちませふの」(江戸町)二丁メ太たや喜右衛門内さきち・座敷持)といった具合に、やわらかい論調ではあるものの、欠点を織りませ、時に遊女に語りかけながら批評が行われている。

短評であるためか、詳細な遊女の噂や内情の暴露はなされていないが、遊女を欠点も含めて批評するという意味において、本書は『吉原草摺引』(元禄七年)以来の評判物といえる。次の評判物である享保二十一年(一七三六)頃刊行の『吉原評判開産記』はこれまで指摘されていないが、『志家位名見』の改題本と考えられる。「序」や一部記述が大きく異なる部分があり、また『吉原開産記』では挿絵がすべて削除されているが、他は多少の遊女名の異同があるのみで、修正を加えて再板したものと見受けられる。したがって遊女の批評も基本的にはかわりないが、『志家位名見』との異同部分で「御きりやう故いつとお隙なし(流行)はやり給ふハ御きりやうよき故(器量)成共一座に成て無芸ニてきのどく御顔ながめている斗ほんにせうし(笑止)」(角丁中まんじや勘兵衛内れんさん・座敷持)、「もつたい(勿体)すぎて客も氣つまり無芸成ハ座付わるし、相立と床ばかりそれ共たつふりとハ成ませぬぞしつく成とむしがかぶります(器量)」(角丁かど山口介右衛門内庄太夫・部屋持)といった辛口の批評も加わっている。妓楼の様子を描いた挿絵が何故削除されたかは

定かでないが、再板にあたって表現を柔らかくするといった改訂はなされていないから、『志家位名見』は辛辣な批評を加えながらも、特に訴えられるようなこともなく、再板に至ったものと推測される。

『吉原源氏六十帖評判』（元文二）表…No.26

『吉原草摺引』以来美辞に徹していた評判物がここでわずかに『吉原草摺引』の明け透けさを取り戻したように思われるが、次に登場する元文二年（一七三七）『吉原源氏六十帖評判』は、これまでの傾向からうって変わり、太夫・格子の「名高き君」⁽¹²⁾のみを対象としたもので、且つ短評ではなく各遊女について詳細な批評が付せられている。しかし最も注目されるのは、遊女の欠点を符牒で記すという手段をとっていることである。次は本書の冒頭の記述である。

吉原評林合言葉

十七以下^ヲつほみの花^{トス}。十八、十九^ヲ咲初花^{トス}。廿^{ヨリ}廿二^{マテ}盛花^{トス}。廿三^{ヨリ}廿五^{マテ}うつ

ろふ花^{トス}。

ふかき客有^ヲ

わか紫^ト印。

うはき^ヲ

うきふね^ト印。

かたき女郎ヲ

うつせみト印。⁽¹³⁾

すなわち、遊女の年齢層毎に「つほみの花」「初花」「盛花」「うつろふ花」等と区別するとして、「ふかき客」すなわち深く想い合っている客（しばしば「間夫」と呼ばれる遊女の情夫）がいる場合は「わか紫」と、「うはき」すなわち気まぐれに異性から異性へと心を移すような性質である場合は「うきふね」とするという。そして「かたき女郎」とは、態度が厳しいという意味であろうか。その場合は「うつせみ」と記すという。こうした符牒の使用例は次の通りである。

太夫 京町 三浦源左衛門内 三つら

此君は家名をもつて御名とし給ふからは、くよ／＼いふまてにあらす。おさな名をみほのと云、はつきくとい、し君のなかれをつぎ、三つきくを紋所とし給ふ。吉原に太夫のたへんとせし時、此君一人其位をまもり給ふ事、おろそかなる事にあらず。御かほの美くしさは、さかりの花にたとへ、酒のつよさは玉の盃のそこもしれす。今は、わかむらさきの一巻を枕とし給ふからは、歌の道を心かけ給ふかと、其とりさた。

春ははな秋はもみちのさま／＼にそむるこゝろの色そつきせぬ⁽¹⁴⁾

おなしうち〔江戸町二丁目てうし屋内〕 かさをり

此君は、はしめしら糸といゝしかとも、わけありて名をあらため給ふ。酒つよくして、うきふねの心もあれば、おもしろさく。

ふく風のをりくことに思ひ出よ人のこゝろに秋はたつとも〔座敷持〕¹⁵

批評はこのとおり一見すると称賛一辺倒のように見えるが、遊女の欠点は符牒によって隠されているという意味で、全く欠点を記さない類の評判物ではない。符牒で遊女の批評を表す方法は早くは元禄六年（一七〇三）「新吉原細見圖」にみえ、同細見では遊女の名に六種の印を付し、たとえば「●」の印は「このほしにあたるよねハふうぞくにはしたなく人あいわろしたしなみ給へかし」を指し、「○」の印は「このほしにあたる女郎ハようほうるハしきのみならずこゝろさしすなをに情けふかく（下略）」を指すといった具合である。但しこの元禄六年「新吉原細見圖」の場合、符牒は限られた紙面における工夫であると考えられ、批評を充分に記す余裕のある本書『吉原源氏六十帖評判』における符牒とは意味合いが異なるであろう。また「新吉原細見圖」は記号により一瞥して遊女の性格がわかるのに対し、本書においてはよく読み込まなければわからない仕様になっている。尤も辛辣な批判が隠されている訳ではなく、また符牒の意味も読者の誰もがわかるように明記されているから、読者に符牒を探させるとい

う遊び心をも含んだものでもあったのだろう。しかし褒める符牒もある。「(新吉原細見圖)」と異なり、遊女の集客に影響の出そうな年齢や、欠点についてのみ符牒を用いたという点は重要である。そこからは一見しただけではわからないように配慮しながらも、遊女の欠点を記したという作者の姿勢が見え隠れするのである。

『吉原出世鑑』(宝暦四年)表・No.28

<p>合印シ</p> <p>はつね</p> <p>ほたる</p> <p>せきや</p> <p>野分</p> <p>習手</p>	<p>うつせみ</p> <p>花ちる里</p> <p>は、木々</p> <p>若紫</p> <p>ます</p>	<p>太夫 九十匁</p> <p>格子 六十匁</p> <p>さんちや 原氏印 金三分</p> <p>同式分 付廻し</p> <p>おとり子 三分印シ</p> <p>外川印シ</p> <p>おとり子 一印シ部屋持</p>	<p>同式分 片仕廻金巻分 印</p>
---	---	--	---------------------

図2 『吉原出世鑑』凡例部分

このように遊女の欠点や暴露を符牒で行うようになった経緯は定かでないが、この次に出た『吉原出世鑑』(宝暦四年(一七五四)初春)も同じく符牒を評判に付している。但しこちらは図2の凡例をみても明らかなどおり、符牒が何を指すが必ずしも明らかにされていない。とりわけ注目されるのは、凡例左部分の「合印シ」である。凡例をみる限り、「合印シ」はすなわち

源氏印（「マツ」原氏印）であり、この源氏印は揚代三分の散茶について用いるとある。また本書の「口上」と題された部分を見ると、三分の散茶の中でも丁子屋から菱屋に所属する遊女のみこの合印を用いるとあり、（註）それ以外の店の三分の散茶については、凡例右部分にみえるが用いられている。すなわち三分の散茶については、及び合印（源氏印）という実に十一種もの印を使い分けているのである。但し源氏印については、実際には左のとおり、印そのものでなく遊女名の横に文字が記されている。次は江戸町二丁目丁子屋長兵衛内の遊女の批評の一部である。

〔紋〕

てう山

は、き、

もみち

ほつとりとして

はりつよし。ちやのゆ

せきや

をよくなさるゝ。

〔紋〕

ひな鶴

うつせみ

わかは

ちやのゆよし、俳諧

しげり

よし、きだてにうわにてよし。

〔紋〕

しげ浦

若むらさき

はるの

酒をよくあかる故、

小てう

坐しきおもしろく、（註）あるそうよし。

遊女名の右の傍線部が、合印である。散茶より上の位である太夫・格子は既に江戸町一丁目玉屋山三郎にしかおらず、この玉屋については五人の遊女について「「方」恵方に向けてよろつよし」（太夫・花紫）、「此方に向けて坐鋪遊ひ吉」（格子・陸奥）といった短評が付されているのみである。天理大学附属天理図書館蔵本の題簽には「新板さんちや大評判吉原出世鑑」とあるから、本書の主眼は散茶であり、且つその中でも高位の三分の散茶について特別な合印を用いたのであろう。

吉原細見の場合、印は大抵値段か遊女の等級を示すが、本書の三分の散茶については値段や階級を表すものではないであろう。それでは、この合印は一体何の区別を示しているのだろうか。その意図について、作者は「口上」と題された部分において次のように述べている。

源氏印もいろ／＼か御ざります。何やの君と何屋のたれと、たいよう／＼がしれますれば、随分丁子屋よりひしや迄、御きを付られ御見合被成るように願ませふ。（13）

ここで言う「たいよう／＼」と言うのが「体容」や「大要」であれば、この印をもつて遊女の有り様や、概要を表したものと思われる。ただし残念ながら、先の凡例をみてもわかるとおり、合印が具体的に何を示すかは明記されていない。右に引用した「御きを付られ御見合被成

るように願ませふ」には、続いて「此ようにくどう申上まするは、くるわの御身はさておき、江戸の御かたは知れた事ぢやと思召ませふが、私が身にとりましては遠国などへ参りました時、くどい口上が田舎大臣様の御むねに入まするためで御ざります」とあり、気を付けて見る事が念押しされている。あるいは、これらの合印に何かの言葉遊びが含まれているということであろうか。または先に見た『吉原源氏六十帖評判』や元禄六年「〔新吉原細見圖〕」等の符牒や印と同じであれば、これらの印をもって遊女の批評を表したとも考えられる。宝暦七年（二七五七）『当世武野俗談』新吉原松葉屋瀬川の項には「松葉やにては、聊いやしきふてう〔符牒〕の言葉遣はずして、此瀬川が作にて、松葉やのふてう言葉は、源氏六十帖といふ風雅のものなり、今も最中不替其通りなり」と、松葉屋では遊女瀬川がつくった「ふてう」〔符牒〕が用いられてるとし、例として「ははきぎ〔帚木〕とは間夫と云ふてうなり」とある。⁽¹⁰⁾この「は、木々」〔帚木〕は本書でも合印に用いられており、こうした廓内の隠語を表したのかもしれない。また、次に見る『吉原評判交代盤栄記』は「高砂」を「極上上吉」、「松風」を「上上吉」といった風に評価を「うたひ番組合印」として記しており、単に位付の意味をもったとも考えられる。

但しいずれにせよ、この符牒が遊女の「たいよう」を示すのは確かである。この手法は短評で済まし読みやくする工夫でもあるが、その指すところを明記していないことから、直接

的に記すのが憚られる何かを符牒で表そうとする意図があつたようにも見受けられる。尤も本書は先述のとおり訴訟を受けており、仮に後者の意図があつたとして、それは成功したとは言いがたい。ただ、本書は時折辛辣な批評がみえるものの、基本的には称賛が多くを占める。批判といつてもたとえば「むつちりとした人。だまりもの」(京町一丁目かしわや治右衛門内あきしの・散茶二分)⁽¹⁰⁾、「所帯じみたやうな、じみなひと」(同前あげ巻〔散茶二分〕)⁽¹¹⁾、「三味線よし。こふまんなるところあり」(角丁菱屋おそよ内花さと・散茶二分)⁽¹²⁾といった程度で、そもそも短評が故にそこまで暴露・批判を行えないものと思われる。とりわけ源氏印を用いている遊女、つまりは三分の散茶については酷評がみえず、唯一松葉屋半右衛門内の遊女「初浦」については「はつめいなる君ゆへ、かゑつて人によりきにあゐかたし」(江戸町一丁目)といった難点が記されるのみである。このことは高級遊女である三分の散茶については欠点の記述を合印に譲つたようにもみえる。遊女「いさわ」に対するようなごく短い悪評でも訴訟に至るのであるから、『吉原出世鑑』の作者が合印の表すところを明記しなかつた理由も、あるいはそうした背景があつたのかもしれない。

『吉原評判交代盤栄記 (宝暦四)』・改題『吉原評判都登里』(宝暦五年)表…No.29・30
短評で且つ合印を用いた評判物に続き、同年(宝暦四年弥生)には最後の評判記とされる『吉

原評判交代盤栄記』(次年)『吉原評判都登里』として再板)が刊行される。作者は江戸町二丁目の妓楼である玉屋の関係者かと推測されているが、評判の内容は玉屋の遊女が絶賛されているのは勿論、他の遊女についても同様に褒め称えられている。なお本書に載る遊女は高位の遊女(太夫・格子・散茶等)のみで、各遊女屋の流行りの遊女を取り上げる形式と思われる。

江戸町壱丁目左側玉屋山三郎内

太花紫 常磐なる松に契りて咲ふしの花むらさきやよにほふらん⁽¹⁸⁾

錦木

(角町右側) 山口屋内

菊その

此御かた、しつほりとして、あどけなき所ありて娘かたぎなれとも、發明なる御かた故、客衆の取廻し能、遊ひにうまみ有てよし。〔座敷持〕⁽¹⁹⁾

西行桜

京町壱丁目右側いせ屋内

清むら

此御かた生れ付すこやかにして、氣しつかたくるしきやうに見へ給へとも、心はへ至極座敷に興を催し琴をよくなされ遊ひも面白し。一体はつめいなれとも神信心うすし。〔座敷持〕⁽¹⁹⁾

遊女名の上に付せられた「錦木」や「西行桜」は、先にも触れたが「上上吉」や「上吉」といった評価の記号である。遊女「清むら」の傍線部のように若干の欠点は記されているものの、本書を通して欠点を明け透けに批判したり、噂話を差し挟む評判はみられない。

以上、『吉原草摺引』以降、遊女評判記の区切りとされる『吉原評判交代盤栄記』（『吉原評判都登里』）までを、①噂や遊女の内情の暴露を交え批評しているか、②遊女の欠点を記しているかという点に注目し、論じてきた。その結果、①については、『吉原草摺引』以降の評判物では『吉原丸鑑』以外殆ど扱っていないこと、②については、明け透けに辛口の批評を行なっているのは『吉原遊女評判志家位名見』（享保二十年〔一七三五〕）及びその改題の『吉原評判開産記』のみであり、この次の元文二年（一七三七）『吉原源氏六十帖評判』は欠点の記述を符牒に譲ったこと、また訴訟に至った『吉原出世鑑』は僅かながら辛口の批評を含みつつも、遊女の「たいうよう」を具体的に記さず符牒で表すという手法をとっていることがわかった。また『吉原草摺引』以降は全てではないものの、多くの遊女を扱う傾向があり、一人ひとりの批評の文量が薄くなっている。

以上のことから、『吉原草摺引』以降の評判物は、明らかにそれ以前の評判物の性格、すなわち明け透けな暴露や辛辣な批判を削ぎ落とすという傾向がみてとれる。尤もこの変化の要因が、

『吉原草摺引』の訴訟や、幕府の出版統制のみに求められるのは定かでない。遊女を全体的に扱い短評で済ます方法や、符牒で評判を表すやり方は、吉原細見や役者評判記等の影響を受けたものである。但しここで明らかなのは、『吉原草摺引』以降とそれ以前では評判物のあり方に明確な違いがあるということであり、従来評判物において紙幅を割かれてきた遊女をめぐる暴露や欠点は、『吉原草摺引』以後、あからさまな形では記されなくなっていくということである。

おわりに

以上本稿では遊女評判記の区切りについて、出版統制との関わりがあると指摘する宮本の見解に注目し、評判物の出版差止・販売停止および評判物の内容の変化につき考察を行ってきた。

宮本は『吉原出世鑑』（宝暦四年）の訴訟の例を挙げ、遊女評判記の衰退と出版統制に関わりがあった可能性を指摘している。しかし遊女評判記の衰退と出版統制の関わりは、早くは貞享頃から起きた評判物の数的減退から見え始め、更に元禄七年に起きた『吉原草摺引』の訴訟においてより色濃くみえるようになる。ここで影響を与えたであろう出版統制とは、綱吉政権において強化された貞享の出版統制である。そこでは人の噂を記す書が罪に問われたのであり、評判物は公儀から直接的な取締こそ受けなかったものの、統制に対する萎縮が貞享における評

判物の減少に繋がり、また評判物に対する遊女屋の不満が、統制の利用、すなわち訴訟という形で元禄において現れたものと考えられる。加えて第三章で詳しくみてきたとおり、従来の評判物で普通にみられた①遊女についての噂や内情の暴露、②遊女の欠点の批判といったゴシップ的記述は、元禄の訴訟以降、避けられるようになっていく。第二章でみたとおり、宝暦十年頃には評判物の刊行にあたって吉原町内で確認を取る体制をとっていたようだが、こうした体制を備えたこともまた、出版統制や訴訟と無関係ではなかった筈である。仮にこの取決めが早くからあったとすれば、二つの訴訟は訴訟に至る前に吉原内の問題として処理されたのではないだろうか。

但しここで留意しておきたいのは、出版統制という背景がありながらも、評判物をめぐる訴訟は、あくまで遊女屋が主体となつて起こしたということである。つまり、幕府が出版統制を強め、結果評判物の取締りに至つた訳ではない。それでは、それまで起きなかつた評判物をめぐる訴訟が、何故『吉原草摺引』（元禄七年）に至つて起きたのであろうか。

遊女の内情を暴露し、その欠点を批判する評判物は最初期から存在した。更に延宝期前後からは声高に遊女を批判する評判物が盛になつたが、しかし『吉原草摺引』以前、遊女屋は評判物について訴えを起すことはなかつた。『吉原草摺引』の訴訟において幕府は寛文十三年（一六七三）にはじめて出された町触を罪の根拠としており、遊女屋がその気になれば評判物の

訴訟はもつと早く可能であったにも関わらずである。恐らくその背景の一つには、第三章で述べたとおり、評判物が従来、作者・板元やそのパトロンとなる遊客、遊女屋との結び付きの中で作成されていたことがある。したがって『吉原草摺引』及び『吉原出世鑑』をめぐる訴訟は、遊女屋側にそういった結び付きを断絶する意図があったか、もしくは既に断絶の状態になければ起き得ない筈である。それを踏まえて訴訟を起こした遊女屋をみれば、両者はそれまで評判物の対象とされるような店ではなかった。細見の影響を受けて俯瞰的に遊女を扱う評判物が登場するようになり、はじめて取り上げられた店である。つまり訴訟を起こした遊女屋は、評判物に恩恵を受けて来ず、評判物板行をめぐる結び付きの中にも関与していなかったであろう。そのため誰を憚ることもなく、訴訟を起こした。評判物をめぐる従来の了解は、ここで一変したものと推察される。

第一章でも確認したとおり、遊女評判記をめぐるのは宝暦五年頃を区切りとするのがおよそ一致した見解である。そしてそれは仮名草子から浮世草子や洒落本等への移行という、文学史上の形態の変化と結びつけ理解されてきた。しかし宮本が指摘し、本稿で考察してきたとおり、貞享・元禄以降、評判物は出版統制という背景と無関係ではいられなかった。そして訴訟を直接的なきっかけとし、遊女屋と評判物作者をめぐる結び付きや、欠点等を含めて個別具体的に遊女を批評するという従来の方方は、形を変えていったのである。美辞を尽くした評判物を

評価する立場もあるから、一概にこのような変化を遊女評判記の衰退ということとはできない。しかし出版統制という背景があったことは、遊女評判記の変化を考えるにあたっては勿論、当時の吉原遊廓の状況を考察するにあたっても目を向けられるべき事柄である。

註

※論考・著作については著者と年、影印集・翻刻集については煩雑を避けるため書名を記した。

- 1 宮本 一九九一、六八―六九頁
- 2 詳細は拙稿二〇一九を参照のこと
- 3 宮本 一九九一、六九頁
- 4 『新群書類従 第七』所収
- 5 穎原 一九三三「一九八〇、四〇―四二頁」
- 6 関根 一八九〇所収
- 7 鈴木 一九二〇
- 8 藤井 一九二一・一九三一
- 9 阿部 一九二七
- 10 穎原 一九二九「一九八〇」
- 11 野間 一九四〇「一九四八」
- 12 小野 一九五二・一九六五 a・一九六五 b・一九六九

- 13 中野 一九六二・一九六四
- 14 暉峻 一九五三、一一二頁
- 15 野間 一九八五、倉島 一九九五、若田 一九九九、松浦 二〇〇〇、渡辺 二〇一三、他。また各史料の影印や翻刻に付される解説・研究も重要な先行研究であり、特に小野 一九六五aが厚い。
- 16 宮本 一九九一
- 17 穎原 一九二九「一九八〇、一〇四頁」
- 18 斎藤 一九〇五、二二〇・二二二頁
- 19 はじめ「初期遊女評判記年表附綿屋文庫蔵吉原本紹介」を發表（一九三八『日本文化』二四）、またこれを増補改訂した「近世遊女評判記年表」を集古会誌『集古』（一九四〇『庚辰』二一・七二）に掲載し、これが『西鶴新致』（一九四八、筑摩書房）に収録された。更にこれに増補改訂を行った「近世遊女評判記年表」が、昭和五十九年に上梓され（野間 一九八四）、年表の完成をみる。
- 20 穎原 一九二九「一九八〇、一〇四頁」
- 21 穎原 一九二九「一九八〇、一〇九頁」
- 22 穎原 一九二九「一九八〇、一〇四頁」
- 23 穎原 一九二九「一九八〇、一〇四・一〇八頁」
- 24 小野 一九六九、三二六・三二七頁
- 25 『色道大鏡』は遊女評判記と説明される場合もあるが、遊郭の慣習・用語・行事、遊女などを系統的に解説した遊廓についての百科事典的な書である。遊興の手管や遊女の評判もその内容には含まれるが、その時々々の遊女の評判や諸分の伝授に特化した他の遊女評判記に比べると異質である。
- 26 小野晋は寛永初年頃刊『露殿物語』を「初期遊女評判記年表」の最初に記している（小野 一九六五a）。

- 27 中野 一九六二、二三頁／一九六四、六〇頁
- 28 中野 一九八〇、二三頁／一九九二、七三頁
- 29 顯原 一九四二「一九八〇、八頁」／なお著作としての初出は一九四二だが、同論考は一九四〇年に京都放送局（NHK）において国文講座として放送されたものである。
- 30 同右、八・四〇―四二頁
- 31 なお小野は野間が遊女評判記の第一番目として挙げる寛永初年の『わらひ草のさうし』については遊女評判記として採用していないものの、その区切りについては宝暦までとする野間の年表に則っているが、小野は「西鶴浮世草子の成立と評判記との関係を重視する意味」からその分析を天和年間までの遊女評判記に留めている〔小野 一九六五a、三三八頁〕。
- 32 小野 一九六五a、六〇頁
- 33 正確には「ここでは初めの区分に一応従って説明を進める」とある。「初めの区分」とは「遊女評判記は」大きくいって寛永から享保迄の遊女評判記自体と、享保から幕末・明治迄の細見の時代とに分けられる」という定義であると考えられるから、中野は「一応」遊女評判記を明治までの細見を含めて考えていると捉えられる〔中野 一九六四、六〇頁〕。
- 34 中野 一九八〇、二二六頁
- 35 中野三敏「解題」〔『洒落本大成 第二巻』、三八一頁〕
- 36 八木敬一「宝暦期・吉原遊女評判記・細見四種 解見」〔『吉原遊女評判記細見』、三頁〕
- 37 忍頂寺 一九二五
- 38 忍頂寺 一九二五、一五一頁
- 39 忍頂寺 一九二五、一五二頁

- 40 坂口香惠・伴野英一「解題」(交代盤栄記)〔『江戸吉原叢刊 第五卷』、五二二頁〕
- 41 向井信夫「新吉原の終焉と最後の遊女評判記」〔『洒落本大成 第二一卷』付録二一、一三三頁〕
- 42 更に言えば、野間や小野は細見を含む姿勢をみせながらも、自らが作成した遊女評判記年表には十種程度しか細見を含んでいない。今『吉原細見年表』(八木・丹羽編 一九九六)から野間も小野も年表に含めていない宝暦五年までの細見を数えると、およそ百種程になる。遊女評判記は野間らの研究を踏まえて二百種程度と説明されてきたから、この数えられていなかった細見を加えると、大幅にその数を増やすこととなる。特に江戸を対象とするものについては、遊女評判記と言った場合にその半数以上が細見を占めることにもなる。多くの細見が数えられてこなかったことについて、野間や小野に意図があったのか、あるいは年表作成当時に細見の把握が困難であったのかは不明だが、細見を厳密に含めるとこれまで認識されてきた遊女評判記の内実が変わることには留意が必要である。
- 43 小野 一九六五a、二五八頁
- 44 中野 一九六四
- 45 『わらひ草のさうし』『四十二のみめあらそひ』『色道大鏡』『吉原水鏡』『吉原草摺引』、伝存しない『きのふの夢』等
- 46 柏崎二〇一〇、六三頁
- 47 筆者が数えた限り、江戸吉原(含元吉原)を対象に含む評判物は四三種、京都島原(含六条三筋町)を対象に含む評判物は一〇種、大坂新町を対象に含む評判物は五種、長崎丸山遊廓への言及を含むものは一種である(対象地・内容が重複する場合は重ねてカウント)。
- 48 宮武 一九二六(谷沢・吉野編 一九八五、三四頁)
- 49 『近世法制史料叢書 第一』、二四〇頁(五九七 元禄七年戊二月廿二日)

- 50 野間 一九八四では「作筆鈴木武平」とされているが、現在確認できる写本には作者名は記されていない。
- 51 石川流宣「吉原大黒舞」〔『江戸吉原叢刊 第四巻』、二七六頁〕
- 52 長養軒・通遊軒・如柳堂「吉原多にし染」〔『江戸吉原叢刊 第五巻』、七七頁〕
- 53 元禄二年『繪人大書圖』にはみえないが、元禄三年『新改さいけん名寄評判』に伏見町亀屋利兵衛がみえる。名前は異なるが『吉原大黒舞』に載る亀屋香伯と同じ場所であり、この時に亀屋がはじまったものと思われる。
- 54 『江戸町触集成 第二巻』、七七七八頁（二二一四〔六八二〕）
- 55 『江戸町触集成 第一巻』、三四四頁（二一一五〔五二二〕）
- 56 今田 一九七七「二〇〇九、八六頁」
- 57 同業者仲間申合禁止令。新規商売開始を仲間が阻害したことによる〔山本二〇一〇、二五八頁〕。
- 58 享保以前の出版統制については〔鎌田二〇一五〕が詳しい。
- 59 今田 一九七七「二〇〇九、八六頁」
- 60 『御触書寛保集成』、九九〇・九九一頁（二〇一四番）／内容については〔今田二〇〇七、六七・六八頁〕が詳しい。
- 61 今田 一九八一「二〇〇七」、七九頁
- 62 『新群書類従 第七』、一七九頁
- 63 野間光辰「解題」〔洞房古鑑 第十二巻』、三四三・三四四頁〕
- 64 竹嶋仁左衛門「洞房古鑑」〔随筆百花苑 第十二巻』、九〇頁）／なお元禄～宝暦の間に確実に刊行されたとしき吉原の評判物（除細見・諸分・名寄等）は少なくとも十種は有る。

- 65 竹嶋仁左衛門「洞房古鑑」〔『隨筆百花苑 第十二卷』、九〇頁〕
- 66 一条目には「自今新板書物之儀、儒書、仏書、神書、醫書、歌書、都而書物類之筋一通^五之事ハ格別、猥^レ成儀、異説等を取交^五、作り出^シ候儀、堅可為無用事」とある〔『撰要類集 第三』、五八頁〕。またこの前年には江戸の書物屋に対し「時之雜説或は人之噂を致板行」の禁止が達せられており〔同前、四九頁〕、遊女評判記はその批評部分に問題に成り得たと思われる。なお享保からは検閲がはじまるが、その対象は本屋仲間によって扱われた「物の本」のみで、戯作類を代表とする卑近通俗的な「草紙」類はその対象でなかった。今に残る割印（出版許可）帳などを見ても、遊女評判記の類はみられない。
- 67 今田 一九八一「二〇〇七、六八頁」
- 68 貞享元年十一月の触には「一町中にてむさと仕たる小哥・はやり事勿論、当座之替りたる事故板行、売候もの有之候、家主致吟味、何方ニても左様之者一切板行仕間敷候、尤辻橋ニて売候もの有之候ハ、其町にて相改、捕候て番所え可申来候、穿鑿之上、売候ものハ不及申、致板行候ものまで急度可申付候」とある。元禄十一年の触も趣旨は同じ〔『御触書寛保集成』、九九〇―九九二頁／二〇一四・二〇一五番〕。
- 69 忍頂寺 一九三四―一九三五
- 70 竹嶋仁左衛門「洞房古鑑」〔『隨筆百花苑 第十二卷』、九〇―九二頁〕
- 71 原文は「にんそうよくして、少情うすし。なさけうすければ、かつたものはらうこそきらいなる」（いさわ評）〔五橋庵編「吉原出世鑑」〔『江戸吉原叢刊 第五卷』、三二八頁〕〕
- 72 享保五年（一七二〇）の「吉原丸鑑」における細見図にはみえないが、享保八年（一七二三）頃刊と推測されている「新吉原細見之図」〔『遊女評判記集』付録「吉原細見絵図四種」所収〕にはみえる。
- 73 竹嶋仁左衛門「洞房古鑑」〔『隨筆百花苑 第十二卷』、九二頁〕

- 74 中野三敏「解題」(『洒落本大成 第二卷』、三八一頁)／中野は『吉原出世鑑』(宝暦四年)が「評判記と細見の合体したものを本文として、それに役者評判記の発端めいた合評部分を付した作」であることから、「第一巻に収めた『吉原源氏六十帖』あたりで、前代の遊女評判記の命脈は絶たれた」と述べる。
- 75 中野 一九六三
- 76 坂口香恵・伴野英一「解題」(吉原源氏六十帖評判) (『江戸吉原叢刊 第五卷』、五一九頁)
- 77 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一七四―一七五頁)
- 78 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一六五頁)
- 79 謙虚さが足りないとの意か。
- 80 色の道に通じているとの意か。
- 81 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一八三頁)
- 82 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一八四頁)
- 83 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一八五頁)
- 84 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一八五頁)
- 85 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一八五頁)
- 86 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一六六頁)
- 87 遊女を騙してその金品をまさあげる客、または冷やかし。
- 88 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一八三頁)
- 89 江戸浄瑠璃の一流派。
- 90 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一八四頁)
- 91 鈴木武平「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四卷』、一九二頁)

- 92 詳細は拙稿二〇一九を参照のこと。
- 93 寛文八年（一六六八）の江戸市中の非公許遊里の摘発に伴い、隠売女が吉原に流れ込み作り出された遊女の等級。従来の吉原遊女に比して手軽に遊べた。
- 94 『吉原草摺引』は巻一のみしか残らないためどの遊女を対象にしたか不明であるが、『吉原草摺引』の前に出た評判物『吉原不残記』（元禄三年）は河岸の遊女など下級の遊女は扱っていないと推測される（同書の伝存は下巻のみだが、下位の遊女は通常下巻に記されているため）。同じく元禄三年の評判物『新改さいけん名寄評判』は細見に遊女の短評を書き込むという形式であるが、評が付されているのは京町一丁目・二丁目の高級遊女のみで、他は名寄のみとなっている。更に時代を遡った評判物は、ほぼ太夫・格子中心になる。つまり下位の遊女を含めてできるだけ多くの遊女を批評しようとする評判物は、この『吉原大黒舞』（あるいは確認のとれない『吉原草摺引』）あたりを端緒とすると考えられる。
- 95 石川流宣「吉原大黒舞」〔『江戸吉原叢刊 第四巻』、一二五頁〕
- 96 『日本国語大辞典』「格子太夫」の項には格子の異称とあるが、本書では「かうし」（格子）と「格子太夫」という名称が共に用いられており、二つの名称の間に何らかの違いがあるようにも思われる。本書では概ね挙げた店における一番目の格子が「格子太夫」とされており（三浦屋の場合は最初に挙げられた三人の格子が「格子太夫」とされ、その後の四人は単に「かうし」、あるいは第一番とされる格子に「太夫」を付したのかもしれない。なお宝永五年の細見『武江新吉原町図』では、本書で「格子太夫」とされている遊女も単に「かうし」と記されている。
- 97 石川流宣「吉原大黒舞」〔『江戸吉原叢刊 第四巻』、一二六頁〕
- 98 最下級の河岸女郎なども載るが、「吉々」「吉」「上々きりやう」等の記号で済まされている。またうめ茶や散茶、局は詳しく批評されているものもあれば、こうした記号で済まされている者もある。

- 99 石川流宣「吉原大黒舞」〔『江戸吉原叢刊 第四卷』、二七〇頁〕
- 100 石川流宣「吉原大黒舞」〔『江戸吉原叢刊 第四卷』、二七〇頁〕
- 101 石川流宣「吉原大黒舞」〔『江戸吉原叢刊 第四卷』、二二七頁〕
- 102 『吉原七福神』には正徳二年版と三年版があるが、ここでは正徳三年版を翻刻した『江戸吉原叢刊 第四卷』を参照する。なおこの菱屋久右衛門内「通ひ路」について正徳二年版と三年版に異同はない。
- 103 武州豊嶋郡真土山住鶯躍軒〔石川流宣〕「吉原七福神」〔『江戸吉原叢刊 第四卷』、四二〇頁〕。
- 104 跋にあたる部分に「吉原細見、又は品々に書分有之といへども、女郎の名さへ相違すれば、其位勢、その心をしる事なし。依之、今其あやまりを改、家々の増減を印。太夫、格子、山茶、堙茶、五寸、三寸に至迄、年増ならずとも其家の全盛をゑらび、先として紋所、座敷持、禿等迄、くわしく是を知らせんために爰に印す者也」とある〔『江戸吉原叢刊 第五卷』、一五六頁〕。
- 105 長養軒・通遊軒・如柳堂「吉原大評判系にし染」〔『江戸吉原叢刊 第五卷』、十二頁〕
- 106 長養軒・通遊軒・如柳堂「吉原大評判系にし染」〔『江戸吉原叢刊 第五卷』、十五頁〕
- 107 『日本史小百科 遊女』〔西山編 一九七九〕によると、局女郎は梅茶の出現によって一部は散茶あるいは梅茶に零落したとされている（一一六頁）。おそらくこの記述は『吉原大評判系にし染』巻六の「貞享の末、元禄の初比より、五寸の局を破りてさん茶になぞらへて一所の見世にあつめ、さん茶になぞらへて埋茶と云ものおこれり。二寸三寸の局は宝永の中ころより絶て今はなし」といった記述に依るものと推察される。但しこのように記しながらも同書の細見部分には「五寸」や「三寸」と記された妓楼がある。また正徳六年の『新改吉原細見花車』では、遊女の等級が「太夫」「かうし」「さんちや」「うめちや」「つばね」「なみ」「茶つ、」となっており、梅茶・散茶と局女郎は並存している。したがって局女郎は一部梅茶や散茶に変わりながらも、残存したものと思われる。

- 108 遊女の名の右に付された「太夫さしきもち」(太夫座敷持)や「さしきもち」(座敷持)といった言葉について、『日本史小百科 遊女』(西山編一九七九)によると、「座敷持」とは梅茶から派生した遊女の一階級である。しかし『吉原大評判系にし染』では太夫・格子以外の遊女の名に太夫座敷持・座敷持・座敷のいずれかが付せられるか、何も記されていない場合があり、遊女の一階級を示す言葉としては用いられていない様子がうかがえる。同書巻六には散茶と梅茶の中で「きりやうすぐれし女郎をば別に座敷をもふけてその部屋とさためて、その客をもてなす。是を座敷持部屋もち女郎と云」とあり、遊女の等級としてではなく、文字通り座敷を持つ遊女に座敷持と記していることがわかる。座敷持の中でも更に序列を示すため、太夫座敷持・座敷持・座敷の別を設けたものと推察される。なお殆ど同年に刊行された『吉原七福神』には座敷持といった記述はみえない。
- 109 長養軒・通遊軒・如柳堂「吉原大評判系にし染」(『江戸吉原叢刊 第五巻』、七八―七九頁)／遊女の位は同書細見で大文字屋が散茶見世であることから。
- 110 同書冒頭に付せられた細見図では「ひしや長左衛門」とあるが、正徳三年刊の『吉原七福神』には「菱屋吉左門」(または吉左衛門)とあるので、吉左(衛)門が正しいと思われる。
- 111 長養軒・通遊軒・如柳堂「吉原大評判系にし染」(『江戸吉原叢刊 第五巻』、七五頁)／遊女の位は同書細見(および「吉原七福神」)でひしやが三寸(局女郎)の見世であることから。
- 112 武州真土山隠士蝶郎「吉原丸鑑」(『江戸吉原叢刊 第五巻』、一八一―一八三頁)
- 113 武州真土山隠士蝶郎「吉原丸鑑」(『江戸吉原叢刊 第五巻』、一八三頁)
- 114 武州真土山隠士蝶郎「吉原丸鑑」(『江戸吉原叢刊 第五巻』、二五一頁)
- 115 「太夫、格子より、さん茶、むめ茶、局、河岸女郎にいたるまで、一人ものこらず吟味をとげ、とりどくひようばんの品をあつめて、そのおもかけをうつすかゆへに名付て吉原丸鑑と云かけ奉る」(『江戸吉原

叢刊 第五卷』、一七五頁〕

- 116 同書卷六に「五寸局より以下、東西の河岸次女郎のうわさは、別に地まはりの末社日記と云書あり。故に此書に是を略す」〔江戸吉原叢刊 第五卷』、二七五頁〕とある。
- 117 武州真土山隠士蝶郎〔吉原丸鑑〕〔江戸吉原叢刊 第五卷』、二七七頁〕
- 118 武州真土山隠士蝶郎〔吉原丸鑑〕〔江戸吉原叢刊 第五卷』、二〇五頁〕
- 119 武州真土山隠士蝶郎〔吉原丸鑑〕〔江戸吉原叢刊 第五卷』、二七四頁〕
- 120 近藤清春〔吉原遊女評判志家位名見〕〔遊女評判記集(下)』、六一三頁〕／遊女の位は享保二十年〔新吉原細見〕廿二才〔江戸吉原叢刊 第七卷』、三九頁〕より
- 121 近藤清春〔吉原遊女評判志家位名見〕〔遊女評判記集(下)』、六一六頁〕／遊女の位は享保二十年〔新吉原細見〕廿八才〔江戸吉原叢刊 第七卷』、四〇頁〕より
- 122 御茶は遊女との交合や女陰の意。
- 123 近藤清春〔吉原遊女評判志家位名見〕〔遊女評判記集(下)』、六一七頁〕／遊女の位は享保二十年〔新吉原細見〕十四才〔江戸吉原叢刊 第七卷』、三六頁〕より
- 124 近藤清春〔吉原遊女評判志家位名見〕〔遊女評判記集(下)』、六一八頁〕／遊女の位は享保二十年〔新吉原細見〕十八才〔江戸吉原叢刊 第七卷』、三八頁〕より
- 125 近藤清春〔吉原遊女評判志家位名見〕〔遊女評判記集(下)』、六二〇頁〕／遊女の位は享保二十一年春〔所縁桜〕十七才〔江戸吉原叢刊 第七卷』、五一頁〕より
- 126 近藤清春〔吉原遊女評判志家位名見〕〔遊女評判記集(下)』、六二〇頁〕／遊女の位は享保二十一年春〔所縁桜〕七ウ〔江戸吉原叢刊 第七卷』、四八頁〕より
- 127 花咲一男〔享保末期 吉原細見集 解題〕〔享保末期 吉原細見集〕

- 128 近藤清春カ「吉原評判開産記」〔享保末期 吉原細見集〕、九ウ・オ／遊女の位は享保二十一年春「所縁桜」十二オ〔江戸吉原叢刊第七卷〕、四九頁〕より
- 129 有様、態度がいかにもものし過ぎるとの意。
- 130 「虫が齧る」は腹痛が起るとの意。
- 131 近藤清春カ「吉原評判開産記」〔享保末期 吉原細見集〕、二三ウ〔但し実質二四ウ〕／遊女の位は享保二十一年春「所縁桜」十オ〔江戸吉原叢刊第七卷〕、四八頁〕より
- 132 原雀「吉原源氏六十帖評判」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三〇九頁〕
- 133 原雀「吉原源氏六十帖評判」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、二八九頁〕
- 134 原雀「吉原源氏六十帖評判」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、二九〇―二九一頁〕
- 135 原雀「吉原源氏六十帖評判」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三〇八頁〕／遊女の位は享保二十一年春「所縁桜」六ウ〔江戸吉原叢刊第七卷〕、四七頁〕より
- 136 五橋菴北花置鶴「吉原出世鑑」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三一八頁〕
- 137 五橋菴北花置鶴「吉原出世鑑」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三三三頁〕
- 138 五橋菴北花置鶴「吉原出世鑑」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三一八頁〕／なお丁子屋の遊女は他の評判物や細見をみても散茶で間違いない。
- 139 五橋菴北花置鶴「吉原出世鑑」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三三三頁〕
- 140 馬場文耕「当世武野俗談」〔燕石十種 第四卷〕、一一三頁〕
- 141 五橋菴北花置鶴「吉原出世鑑」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三三四頁〕
- 142 五橋菴北花置鶴「吉原出世鑑」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三三四頁〕
- 143 五橋菴北花置鶴「吉原出世鑑」〔江戸吉原叢刊第五卷〕、三三三頁〕

- 144 卷頭に玉屋内の太夫、格子を置き、その名の横に色刷り（原本では紅、浅黄の二色刷）の草花を配するなど、玉屋を別格に遇していること等から。
- 145 楽水「吉原評判交代盤栄記」〔『江戸吉原叢刊 第五卷』、三三八頁〕
- 146 楽水「吉原評判交代盤栄記」〔『江戸吉原叢刊 第五卷』、三五〇頁〕
- 147 楽水「吉原評判交代盤栄記」〔『江戸吉原叢刊 第五卷』、三五二頁〕
- 148 『奇書珍籍 第三号 吉原号』においては『吉原大黒舞』『吉原七福神』『吉原丸鑑』が元禄以後の遊女評判記として「最も備はれるものならん」と評価されている（筆者不明 一九二〇「細見と評判記」〔従吾所好社編 一九八七所収〕）。

参考文献

◇論考・著作

- 阿部次郎 一九二七「好色一代男」おぼえがき」〔『思想』五、一六七〕
- 今田洋三 一九七七「二〇〇九」『江戸の本屋さん』日本放送出版協会「平凡社」
- 一九八一「二〇〇七」『江戸の禁書』吉川弘文館
- 頼原退蔵 一九二九「京阪の遊女評判記」〔『書物礼讃』十、後に一九八〇『頼原退蔵著作集 第十七卷』中央公論社所収、引用・頁数は著作集に依る〕
- 一九三三「仮名草子」〔岩波書店編『岩波講座日本文学 九卷』岩波書店、後に一九八〇『頼原退蔵著作集 第十七卷』中央公論社所収、引用・頁数は著作集に依る〕
- 一九四二「江戸時代前期の小説」〔『江戸文芸』晃文社、後に一九八〇『頼原退蔵著作集 第十七卷』中央公論社所収、引用・頁数は著作集に依る〕

卷」中央公論社所収、引用・頁数は著作集に依る)

- 小野晋 一九五二『評判記と西鶴』序説(『西鶴研究』五)
- 一九六五a 『近世初期遊女評判記集(研究篇)』古典文庫
- 一九六五b 『江戸小紫が事―評判記と説話と浮世草子との間―』(『文芸研究』五〇)
- 一九六九『西鶴と遊女評判記』(『解釈と鑑賞』三四―一)
- 一九六九『西鶴と遊女評判記』(『言語文化』四七)
- 柏崎順子二〇一〇『鱗形屋』(『言語文化』四七)
- 倉島利仁一九九五『吉原(しまがはら)』試論(『立教大学日本文学』七四)
- 齋藤隆三一九〇五『元禄世相志』博文館
- 従吾所好社編一九八七『奇書珍籍』ゆまに書房所
- 鈴木敏也一九二〇『西鶴の研究』天佑社(背・表紙の書名は『西鶴の新研究』)
- 関根正直一九九〇『小説史稿』金港堂
- 高木まどか二〇一九『遊女評判記の書き手・読み手・遊女―延宝期吉原物を主として』(『常民文化』四二)
- 暉峻康隆一九五三『初期遊女評判記研究』(『西鶴研究ノート』中央公論社)
- 中野三敏一九六二『遊女評判記研究―西鶴文学の一基盤―』(『近世文芸』八)
- 一九六三『文運東漸の一側面』(『国文学研究』二八)
- 一九六四『遊女評判記と遊里案内』(『国文学』九二)
- 一九八〇『江戸名物評判記案内』岩波書店
- 一九九二『江戸文化評判記』中央公論社
- 西山松之助編一九七九『日本史小百科 遊女』東京堂出版
- 忍頂寺務一九二五『花街本に就て』(従吾所好社編『書物往来』第十二冊〔第二年第四号〕、後に一九八七

- 『書物往来 第三卷』ゆまに書房所収、引用・頁数はゆまに書房より)
- 一九三四—一九三五「自筆ノート」(大阪大学附属図書館小野文庫918.5/ONO/408)
- 野間光辰 一九四〇「浮世草子の研究」上・下(『国語国文』一〇一・一二、後に一九四八『西鶴新攷』筑摩書房所収、引用・頁数は『西鶴新攷』に依る)
- 一九八四『日本書誌学大系40初期浮世草子年表 近世遊女評判記年表』青裳堂文庫
- 一九八五「藤本箕山の生涯」(『近世芸苑譜』八木書店)
- 藤井乙男 一九二一『江戸文学研究』内外出版
- 一九三一「西鶴の好色本と遊女評判記」(『江戸文学叢説』岩波書店)
- 松浦恵子 二〇〇〇『吉原伊勢物語』の改竄にみられる意図」(『国語学攷』一六八)
- 宮武外骨 一九二六「筆禍史—改訂増補」(谷沢永一・吉野孝雄編 一九八五『宮武外骨著作集 第四卷』河出書房新社所収、引用・頁数は著作集より)なお増補改訂前の「筆禍史」初出は
一九一一)
- 宮本由紀子 一九九一「遊女評判記」について」(『地方史研究』四一—六)
- 山本秀樹 二〇一〇『江戸時代三都出版法大概』岡山大学文学部
- 若田太一 一九九九「遊女評判記の世界—『色道大鏡』と延宝版『長崎土産』」(『語文研究』八六・八七号)
- 渡辺憲司 二〇一三「第一章 『色道大鏡』の周辺」(『江戸遊女紀聞—売女と呼ばせない』ゆまに書房)

◇影印集・翻刻集

- 『江戸町触集成 第一卷』近世史料研究会編 一九九四、塙書房
- 『江戸町触集成 第二卷』近世史料研究会編 一九九四、塙書房

- 『江戸吉原叢刊 第四卷』 江戸吉原叢刊刊行会編 二〇二一、八木書店
- 『江戸吉原叢刊 第五卷』 江戸吉原叢刊刊行会編 二〇二一、八木書店
- 『江戸吉原叢刊 第七卷』 江戸吉原叢刊刊行会編 二〇二一、八木書店
- 『燕石十種 第四卷』 森銑三・野間光辰・朝倉治彦監修 一九七九、中央公論社
- 『御触書寛保集成』 高柳眞三・石井良助編 一九五八、岩波書店
- 『享保末期 吉原細見集』 花咲一男編 一九七六、近世風俗研究会
- 『近世法制史料叢書 第一』 石井良助編 一九五九、創文社
- 『洒落本大成 第二卷』 洒落本大成編集委員会編 一九七八、中央公論新社
- 『洒落本大成 第二一卷』 洒落本大成編集委員会編 一九八四、中央公論新社
- 『新群書類従 第七』 国書刊行会編 一九〇六、国書刊行会
- 『随筆百花苑 第十二卷』 森銑三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治彦編 一九八四、中央公論社
- 『撰要類集 第三』 辻達也 一九七九、続群書類従完成会
- 『遊女評判記集』 (天理図書館善本叢書和書之部 第11巻) 天理図書館善本叢書和書之部編集委員会編 一九七三、八木書店
- 『遊女評判記集 (下)』 (近世文学資料類従 仮名草子編36) 近世文学書誌研究会編 一九七九、勉誠社
- 『吉原遊女評判記細見』 八木敬一編 一九七五、近世風俗研究会

謝辞・本研究はJSPS科研費JP17J05630の助成を受けたものです。

【表】 吉原を対象とした天和～宝暦期の評判物一覧

No.	和暦	西暦		分類	形態	冊	史料名	作者	板元	詳細
1	天和3年	1683	初夏	評判	中本	1	吉原大豆俵評判	不中共御推氏 (都島)		写本のみで伝存
2	天和3年	1683		評判	中本	1	吉原鹽ヶ池			
(3)	天和3年頃	1683		不明			つほね開山記			『吉原たばね』等に予告
(4)	天和3年頃	1683		不明			さん茶たいないさがし			『吉原あくた川』等に予告
(5)	天和3年頃	1683		不明			局総まくり			『吉原大豆俵評判』に予告
(6)	天和3年頃	1683		不明			吉原ふせ石			『吉原大豆俵評判』に予告
(7)	天和3年頃	1683		不明			都島昔語			『吉原大豆俵評判』に予告
8	[貞享3年]	[1686]	[4月]	評判	小本	2	吉原酒てんどうじ	作者未詳、浅草住不長徳序、石川流宣画カ		
9	貞享4年	1687		評判	大本	1	吉原源氏五十四君	四国太郎(宝井其角)作、菱川師宣画		写本のみで伝存
(10)	貞享4年	1687		不明			山茶東雲			伝存不明
11	元禄3年	1690	6月 中旬	評判・ 細見	小本	1	新改さいけん名寄評判	富長可栄軒	通油町佐藤四郎 右衛門	

(12)	元禄 3 年	1690		不明	小本	5	金剛砂 (吉っからこんかうせう)			【新改さいけん 名高評判】に 予告
13	元禄 3 年	1690		評判	小本	5	吉原不殘記	【石川流宣カ】		下巻の写本のみ 伝存
(14)	元禄 4 年	1691		評判			新吉原幕揃			延宝 9 年【吉原 あぐた川】の改 題
(15)	元禄 7 年	1694		評判	半紙 本	6	吉原草摺引	【鈴木武平】	【本町一丁目太右 衛門店平三郎編、 通油町吉兵衛店 甚九郎彫】	
16	〔元禄 7 年〕	〔1694〕		評判	大本	1	吉原水鏡	【鈴木武平】		【吉原草摺引】 巻一の写本
17	宝永 6 年	1709	春	評判	櫛本	5	吉原大黒舞	【石川】流宣	江都豊林、松野 宇右衛門、秩父 屋吉兵衛、相模 屋太兵衛	写本のみで伝存
(18)	宝永 6 年	1709		不明			吉原鳥追			【吉原大黒舞】 にご告
19	正徳 2 年	1712		評判	小本	5	吉原七福神	武州豊嶋郡真土 山住齋羅軒 【石川流宣】		早印本
20	正徳 2 年	1712	5 月 中夏	評判	櫛本	5	吉原大評判系にし楽	長養軒、通遊軒、 如柳堂	野田太兵衛	

21	正徳3年	1713	春	評判	小本	5	吉原七福神	武州豊嶋郡真土山住鶯籠神 〔石川流宣〕		後印本
22	享保5年	1720	正月	評判	楨本	6	吉原丸鑑	武州真土山隠士 蝶郎	江戸日本橋南三町 目戸藏屋喜兵衛	
(23)	享保5年	1720		不明			地まはり未著日記			
24	享保20年	1735	正月	評判	楨本	1	吉原遊女評判志家位 名見	画工近藤助五郎 清春筆		
25	〔享保21年〕	〔1736〕		評判	楨本	1	吉原評判開産記	〔画工近藤助五郎 清春筆〕		
26	元文2年	1737		評判	小本	2	吉原源氏六十帖評判	原雀	人形町平野小八、 浅草御堂前辻村 五兵衛合刻	
(27)	元文2年頃	1737		不明		5	吉原三千とせ桃			
28	宝暦4年	1754	初春	評判	小本	1	〔さんちや大評判〕 吉原出世鑑	五橋花北花置鶴	浅卯観音御地内 本屋吉重郎	
29	宝暦4年	1754	弥生 日	評判	小本	3	吉原評判交代盤栄記	〔廓鶴堂〕楽水カ	小伝馬町二丁目 大和屋長兵衛	
30	宝暦5年	1755	正月	評判	小本	2	吉原評判都登里	〔廓鶴堂楽水カ〕		〔交代盤栄記〕 改題

- ・No.に()が付されているもの(網掛の行)は現在伝存せず、評判物であるか否か明確でないもの
- ・〔 〕内は推測及び作成者補足
- ・太字のものは論文内で言及したもの